

梶原町 公共施設等総合管理計画 (改訂版)

～みんなで考える、これからの公共施設～

平成 29 年 3 月
(令和 4 年 3 月改訂)

目 次

第1章 はじめに

1. 計画策定の背景	1
2. 計画の位置づけ	2
3. 計画の対象	3
4. 計画の期間	4
5. 計画の方向性	5

第2章 本町を取り巻く状況

1. 町の成り立ち	7
2. 人口の状況	8
3. 財政の状況	11
4. 気象の状況	13

第3章 公共施設等の現状と将来の見通し

1. 対象施設の分類	14
2. 建物系公共施設の更新費用推計	18
3. 土木系公共施設の更新費用推計	22
4. 企業会計施設の更新費用推計	24
5. 公共施設等全体の更新費用推計	26
6. 公共施設等における現状と課題	27

第4章 公共施設等の総合的な管理に関する基本方針

1. 基本方針	28
2. 実施方針	30

第5章 施設類型ごとの基本方針

1. 建物系公共施設	
(1) 行政系施設	38
(2) 町民文化系施設	41
(3) スポーツ・レクリエーション系施設	43
(4) 社会教育系施設	46
(5) 産業系施設	47
(6) 保健・福祉施設	49
(7) 学校教育系施設	51
(8) 子育て支援施設	53
(9) 公営住宅	54
(10) 公園	68
(11) その他施設	69

2. 土木系公共施設

(1) 道路	71
(2) 橋梁	71
(3) 水利施設	72
(4) 防火水槽	72

3. 企業会計施設

(1) 簡易水道事業施設	73
(2) 下水道事業施設	73
(3) 病院施設	75
(4) 風ぐるま事業施設	76

巻末資料	77
------	----

第 1 章 はじめに

1. 計画策定の背景

1. 公共施設等の老朽化問題

現在、我が国において、高度経済成長期に整備されてきた公共施設等（役場庁舎や学校等の公共施設及び道路、橋梁等のインフラ施設。以下、「公共施設等」という。）の老朽化対策が大きな課題である一方、社会構造や人口構造の変化により公共施設等の利用需要も変化していくことが予想されます。また、人口減少による税収減により厳しい財政状況が続く中、公共施設等の状況を正確に把握するとともに、長期的な視点をもって適正な維持管理や建替え等が求められています。

このような状況において、国は「インフラの老朽化が急速に進展する中、『新しく造ること』から『賢く使うこと』への重点化が課題である。」という認識のもと、平成 25 年（2013 年）11 月に「インフラ長寿命化基本計画」を策定しました。そして、各地方公共団体も国の動きにあわせ、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するため、公共施設等総合管理計画の策定を行いました。

また、国は、各地方公共団体に個別の施設毎の具体的な対策内容やその対策の実施時期、対策費用等を示した個別施設計画の策定を要請し、さらには各個別施設計画の内容やこれまでの取組み状況を踏まえ、公共施設等総合管理計画の見直しを要請しました。本町においても、本計画の策定からおおよそ 5 年が経過することも踏まえ、本計画の改訂を行うことになりました。

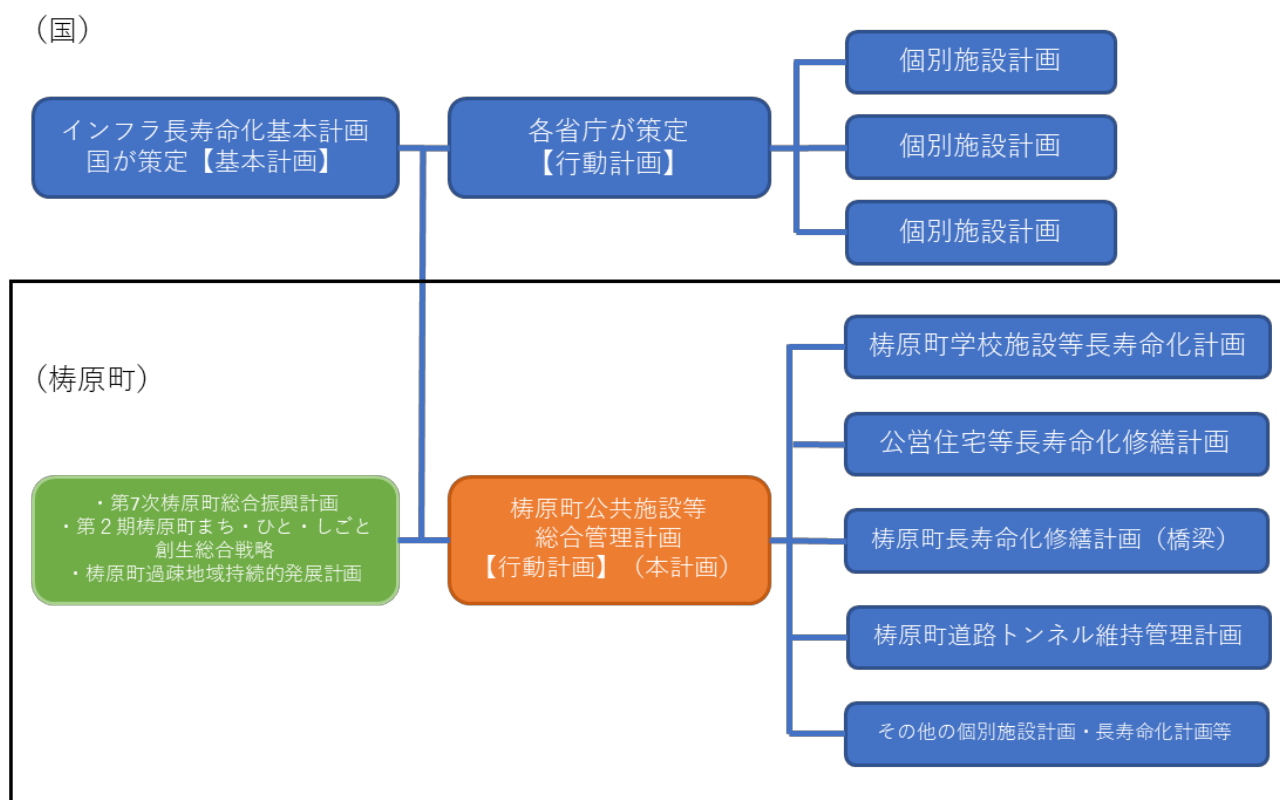
2. 本町における計画の策定

本町として、住民をはじめとする公共施設等の利用者が、公共施設等を安心・安全に利用できるように、適切な維持管理を推進します。また、将来において、本町の財政負担や次世代の住民に、健全な状態で、公共施設等を引き継ぐことが重要であるという認識の下、平成 28 年度（2016 年度）に公共施設等の今後のあり方や適正な維持管理について、基本的な方向性を示した「梶原町公共施設等総合管理計画」（以下、「本計画」という。）を策定し、今回、個別施設計画や長寿命化計画等も踏まえた本計画の改訂を行います。

2. 計画の位置づけ

本計画は、国（総務省）より要請された「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について（平成 26 年（2014 年）4 月 22 日）」を受け、本町の公共施設や道路、橋梁等のインフラ施設の今後のあり方について、基本的な方向性を示すものとして位置づけます。また、本計画は、本町の最上位計画である『第 7 次梶原町総合振興計画』（以下、「振興計画」という。）及び『第 2 期梶原町まち・ひと・しごと創生総合戦略』（以下、「総合戦略」という。）の理念のもと、その他のまちづくりや公共施設等に関連する計画や施策等と連携し、今後の公共施設等に係る取組の方向性を示す、分野横断的な計画です。

図表 1-1 梶原町 公共施設等総合管理計画 位置づけ



3. 計画の対象

本町では、役場庁舎や学校、公営住宅等のいわゆるハコモノと呼ばれる公共施設や道路、橋梁等の土木・インフラ系の公共施設、また、独立採算制による特別会計において事業運営を行っている上下水道等の企業会計に属する公共施設を所有しており、それら公共施設等について、適切に維持管理を行っていく必要があります。そのため本計画では、建物系公共施設、土木系公共施設及び企業会計施設の3つを対象とします。

図表 1-2 計画の対象



4. 計画の期間

計画期間は、図表 1-3 に示すとおり、本計画の推進期間として、平成 29 年度（2017 年度）から令和 8 年度（2026 年度）までの 10 年間とします。ただし、その間、本町を取り巻く社会・経済情勢や法令・国の施策等の進行状況、最新科学技術・知見の状況等の変化を考慮し、計画期間内であっても、適宜柔軟に見直し等の対応を行います。

図表 1-3 計画の期間（平成 29 年度～令和 8 年度）

年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
内容											
管理計画の 策定・見直し	➡					➡					
方針の決定	➡										
管理計画の 推進		➡									
【方針】 点検・診断等、維持管理・修繕・更新、安全確保、耐震化、長寿命化、転用・複合化・機能集約、統合・廃止、バリアフリー等に関する方針											
管理計画及 び方針の見 直し		➡									
個別施設計 画の策定						➡					

5. 計画の方向性

本計画の方向性は、本町の振興計画や総合戦略において取り決められている基本理念や基本目標のもと、計画を積極的に推進します。特に総合戦略において、公共施設等を有効活用する施策・事業に関しては、情報共有・進捗管理を行い、必要に応じて協議等を実施し、互いにプラスになるよう相互連携を深めることとします。

図表 1-4 総合戦略 施策体系（目指す基本理念）



栲原町まち・ひと・しごと創生総合戦略人口ビジョンより

本町の総合戦略において、公共施設等は非常に重要な役割を担うものであり、積極的に有効活用を行うこととしています。また、「栲原町公共建築物における木材の利用の促進に関する方針」に基づき、公共建築物の整備にできる限り町産材の木材を活用することと決められています。近年、公共建築物に使用される建物構造は、一般的に鉄筋コンクリート等が主流である中、本町は木造による整備を基本とします。建物の耐用性を測る耐用年数からみると、鉄筋コンクリートは50年、木造は24年程度（耐用年数については、建物用途が、事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの。「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（最終改正：平成19年（2007年）3月30日財務省令第21号）」より。）、適切に管理すれば安全に使用できると言われています。そのため、木造施設を多く所有する本町は、他市町村よりも公共施設の大規模修繕や建て替え等の更新期間が短く、かつ、施設や設備の日常点検も含めた、よりきめ細かな維持管理が必要となってきます。

維持管理を詳細に実施すること、また、更新時期が短いことは、それだけ公共施設に係る費用が多額になることが考えられますが、本町としては、費用が多額になるマイナス面よりも、町産材である木材の有効活用によって生まれる地場産業の発展や地域経済の活性化、定期的な維持管理により、町職員や施設管理者の公共施設に対する知識の習得や技術の向上、さらに公共施設等の利用者や住民による共同での公共施設等の整備を実施することにより、そこから生まれる地域や住民同士の交流の活性化等をプラス面として捉え、積極的に取り組んでいくこととします。

◆栲原町 町内一斉清掃

本町では、すでに住民参加による大規模な清掃活動が毎年実施されています。なかでも、町内一斉清掃・河川清掃には、多くの地域住民が参加して、清掃活動を行っています。この町内一斉清掃では、各集落単位で住民が集まり、草刈機を使っての道路の草刈や地区内にある施設まわりの草を引いたり、ゴミを集めたりと子どもから大人まで参加する本町の一大行事となっています。ただし、集落によっては、範囲が広く、対応できる住民が少ない等で1日では終了しないため、前もって作業を行っている集落もあります。

公共施設についても、区や部落単位で管理をしている施設もあり、今後も生活に欠かせない施設として維持管理をしていくこととします。また、現在も、公共施設については主に利用者が清掃等を行っています。公共施設も道路と同様に、本町の貴重な財産であることから、消防法等による法定点検については、これまでどおり本町が責任をもって行うこととします。

第2章 本町を取り巻く状況

1. 町の成り立ち

本町は、延喜 13 年（913 年）津野経高公がこの地に入り、開拓によって津野荘を築いて以来 687 年間津野氏の所領となり、地域の政治、文化の中心地として発展してきました。慶長 5 年（1600 年）山内氏の所領となり、栲原 6 ケ村東津野 3 ケ村をあわせて「津野山郷」と称し、明治維新の変遷を経て明治 22 年（1889 年）の、栲原、越知面（おちめん）、四万川（しまがわ）、初瀬、中平、松原の 6 ケ村を「西津野村」と改称し、全国屈指の大村として発足しました。明治 45 年（1912 年）村名を「栲原村」と改め、さらに昭和 41 年（1966 年）町制を施行して「栲原町」となり現在に至っています。また、町内には日本の夜明けを信じ幕末を駆け抜けた勤皇六志士の墓地が残っており、その他にも坂本龍馬や東津野出身の吉村虎太郎たちが脱藩するために通った道が、昔の趣を残したまま維新の道・脱藩の道として存在しています。

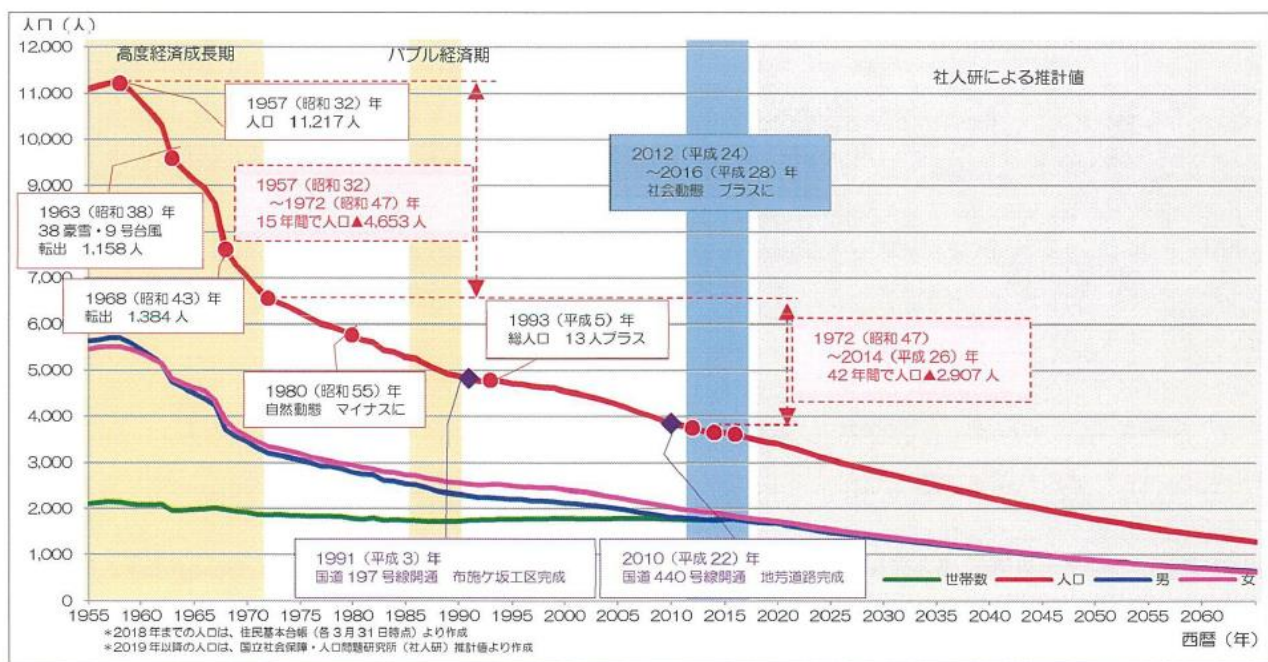


栲原町観光情報ホーム 栲原町写真集 栲原町の町並みより

2. 人口の状況

本町の人口は、戦後、人口は増加傾向にありましたが、昭和 32 年度（1957 年度）末の 11,217 人をピークとして、その後ほぼ一貫して減少を続けています。特に、昭和 33 年（1958 年）から昭和 47 年（1972 年）の 15 年間、高度経済成長期の波による減少や昭和 38 年（1963 年）の豪雪及び台風により町が壊滅状態に陥ったことが影響し、4,653 人が大都市へ流出、その後大幅な減少から一定減少幅が緩やかになったものの、右下がり傾向は現在も続いています。また、昭和 33 年（1958 年）から平成 26 年（2014 年）までの 57 年間で人口は、7,560 人減少しています。なお、世帯数は、昭和 32 年（1957 年）の 2,165 世帯（5.2 人／世帯）から平成 26 年（2014 年）の 1,766 世帯（2.1 人／世帯）となり、単独世帯、高齢世帯や核家族化が増えています。

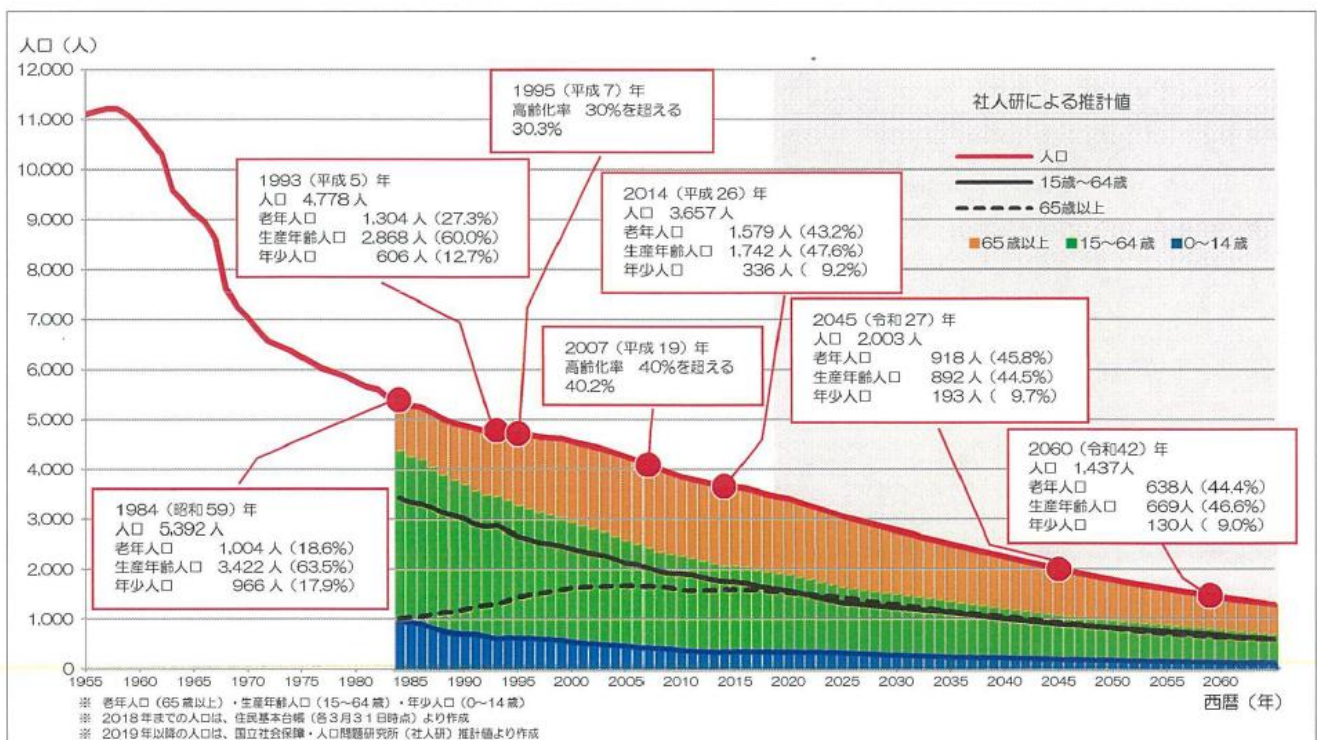
図表 2-1 総人口の推移と将来推計



梶原町まち・ひと・しごと創生総合戦略人口ビジョンより

本町の人口の将来推計は、1970（昭和 45）年前半の第 2 次ベビーブーム期以降、生産年齢人口の減少に伴って出生数は減少しています。一方、老年人口は、生産年齢人口が順次老年期に入り、医療の発展や平均寿命の延びにより老年人口が一定の推移を保っています。また、高齢化率は、平成 7 年（1995 年）には 30%を超え、平成 19 年（2007 年）には 40%を超えています。なお、社人研の推計によると、平成 26 年（2014 年）から令和 27 年（2045 年）の 30 年間で人口 ▲1,654 人となり、高齢化率も 45%を超えることが推計されています。

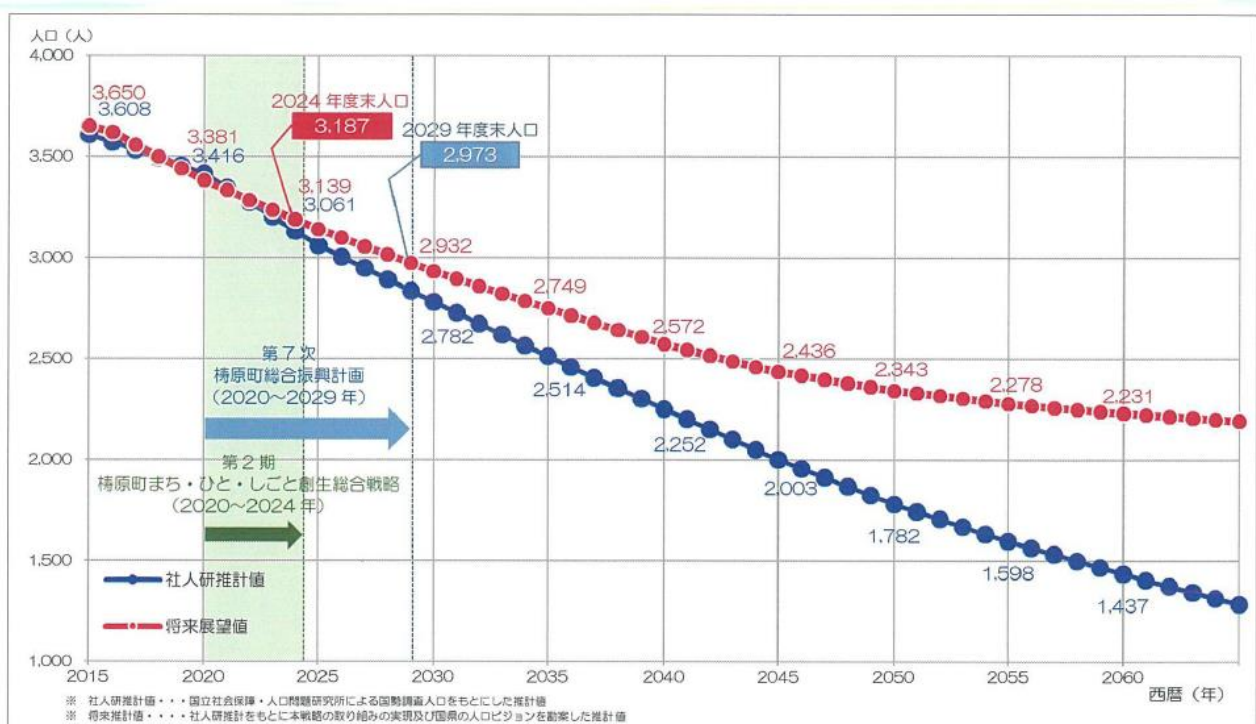
図表 2-2 年齢 3 区分別人口の推移と将来推計



梶原町まち・ひと・しごと創生総合戦略人口ビジョンより

人口将来展望について、平成 22 年（2010 年）に推計した値と平成 26 年（2014 年）に推計した値とでは、平成 22 年度（2010 年度）に実施した住民アンケートに基づき、住民の「不安の解消」につなげた「命の水の確保」「移動手段の確保」等の施策の展開により、平成 26 年（2014 年）では 64 人、令和 22 年（2040 年）では 267 人の減少幅が緩やかになっています。今後、振興計画の 6 つの社会づくりを目指し、ハード・ソフト事業を組み合わせた「小さな拠点ゆすはらづくり」を進め、令和元年度（2019 年度）末の人口目標 3,960 人とし、人口増加を図ります。なお、令和 4 年（2022 年）以降は、これまでの実績を踏まえての推計値です。

図表 2-3 人口将来展望



梶原町まち・ひと・しごと創生総合戦略人口ビジョンより

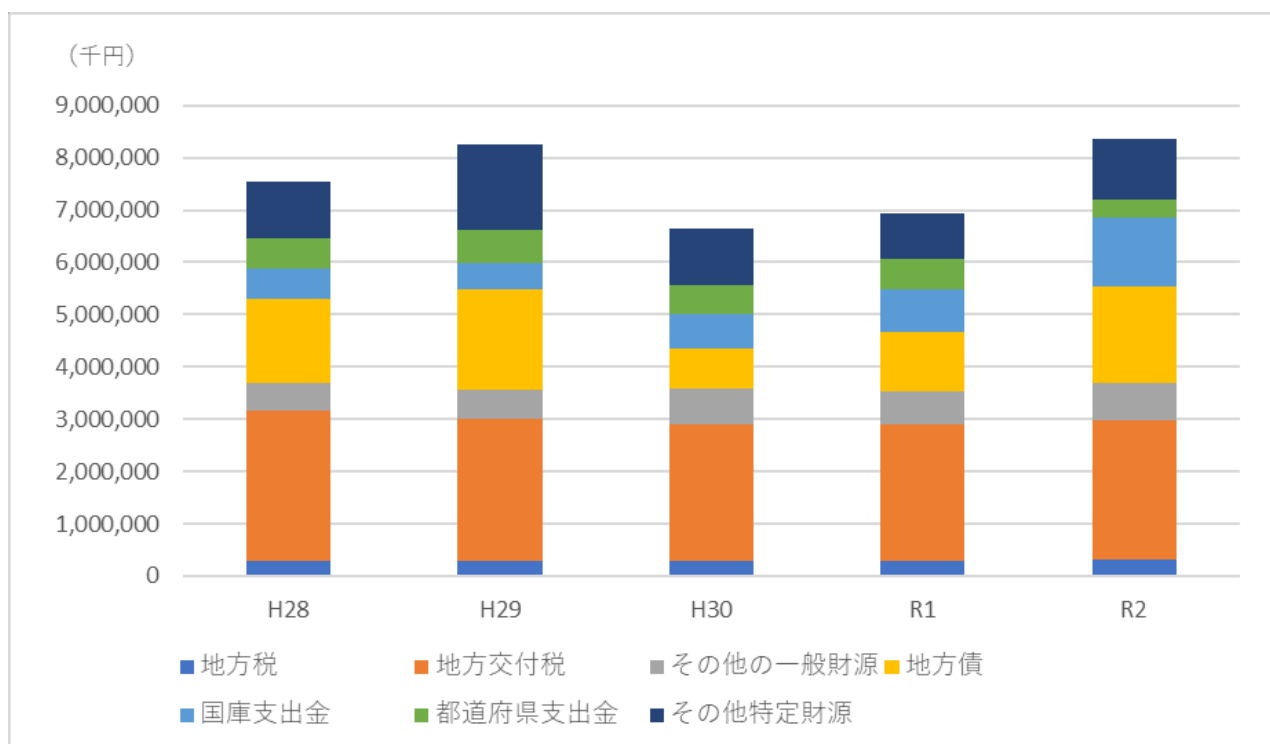
3. 財政の状況

本町の財政状況は、今後も継続するものと考えられる人口減少等により、増収は見込めず、より厳しい財政状況が続くことが予測されます。

以下、本町の普通会計に係る決算を基にした本町における財政状況を、図表 2-4 に歳入決算額の推移、図表 2-5 に歳出決算額の推移を示します。

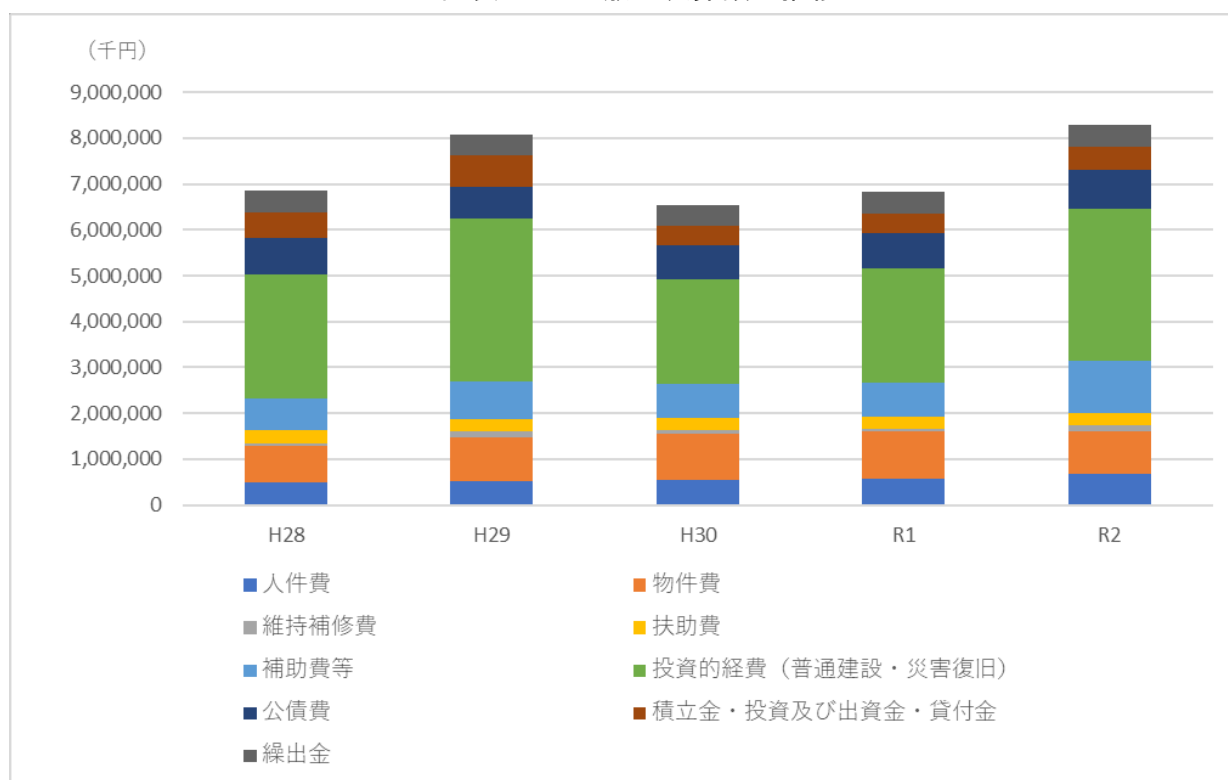
グラフを見ると、歳入は、平成 28 年度（2016 年度）から令和 2 年度（2020 年度）の 5 カ年平均で 75 億円を推移していますが、地方税は少なく、地方交付税が収入の大部分を占めており、本町の収入の多くは、国からの地方交付税に依存していることがわかります。

図表 2-4 歳入決算額の推移

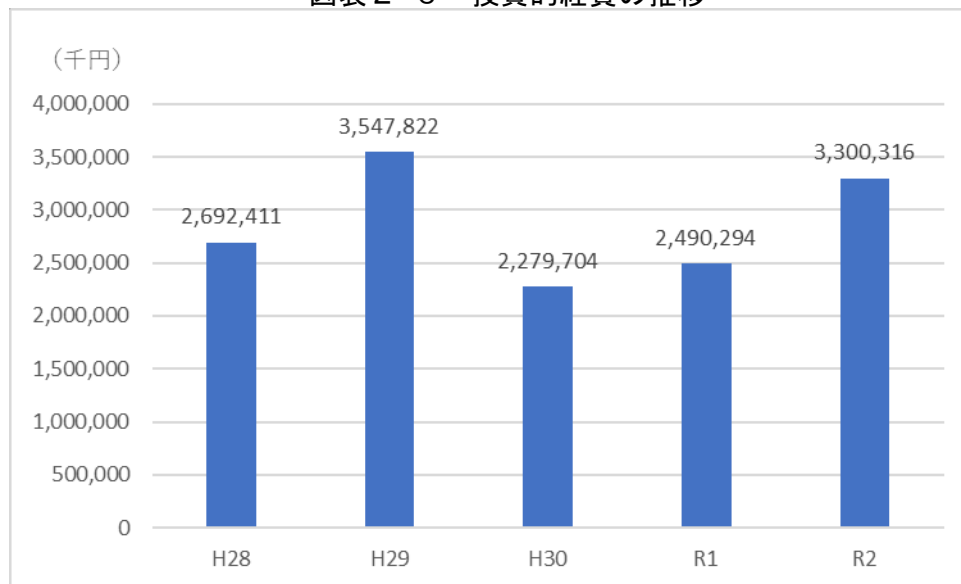


歳出は、公共施設や道路等のインフラ施設の整備により、投資的経費がもっとも大きく割合を占めています。将来的な本町の財政の動向について、今後は少子高齢化・人口減少による税収の減少及び国・県等からの交付税・補助金の減少による歳入の減少、社会福祉にあたる扶助費の増加による歳出総額の増加が見込まれます。

図表 2-5 歳出決算額の推移



図表 2-6 投資的経費の推移



4. 気象の状況

本町は、高知県中西部に位置し、面積 236.45 km²の広大な地域を有しています。標高は、南部の 220m から 北部四国カルスト地帯の 1,455mと大きな高低差があります。地形は、急峻な四国山地に抱かれており傾斜地が多く、平坦地は、町を二分するように南流する梶原川とその支流沿いに点在しています。気象条件は、年平均気温 13.4℃（最高 36.0℃、最低－10.3℃）、年間降水量 2,630mm（いずれも平成 2 年（1990 年）～平成 11 年（1999 年））と比較的温暖で多雨地域であります。しかし、冬季には積雪もみられ、中央部でも 0.3～0.6m、北部山岳地では 1.0～1.5mに及ぶこともあります。また、夏秋期には、台風や豪雨により農林産物や公共施設等への災害も多い地域です。

◆梶原町 主な災害履歴

①昭 38 年（1963 年）1 月

昭和 38 年（1963 年）1 月の豪雪被害。前年 12 月 29 日に降り出した雪は、元旦は止んだものの、2 日には再び降り始めて、2 月 4 日までに降雪がなかったのは 5 日間だけであった。町内の積雪は梶原小中学校グラウンドで 3m71cm、田野々で 7m43cm、六丁で 9m53cm、上組で 11m14cm を記録した。村長からの陳情に応じて県知事が自衛隊出動要請を行い、29 日に自衛隊が梶原に到着し、除雪作業を行った。被害は家屋の全半壊 70 余棟、植林被害約 1 億円に村民の損失した労働力を合わせると 2 億 7 千万円を超える損害となった。

②昭和 38 年（1963 年）8 月 8 日

昭和 38 年（1963 年）8 月 8 日夜半から 9 日にかけて、台風 9 号が来襲し、900 ミリの大豪雨をもたらした。この豪雨により、河川の氾濫、道路の決壊、橋梁の流失、山崩れが起こり、住宅の全壊・流失・浸水が相次ぎ、交通、通信は切断され、明治 23 年（1890 年）以来と言われる甚大な被害を受けた。人的被害は死者 1 人、負傷者 7 人に及んだ。

③昭和 61 年（1986 年）1 月 5 日

昭和 61 年（1986 年）1 月 5 日、一夜で積雪 75cm に達し、昭和 38 年（1963 年）以来の豪雪となった。

（四国災害アーカイブス <https://www.shikoku-saigai.com> より一部抜粋）

第3章 公共施設等の現状と将来の見通し

1. 対象施設の分類

本計画で対象とする公共施設等は、3つの類型（建物系公共施設、土木系公共施設、企業会計施設）に分類します。

図表3-1 対象とする施設分類（機能別分類）

区分	大分類	小分類	主な施設
建物系 公共施設	行政系施設	庁舎等	栲原町総合庁舎、栲原町防災拠点施設等
		消防施設	屯所、格納庫
	町民文化系施設	集会施設	栲原町若人交流館等
		文化施設	（木の里文化伝承館）ゆすはら座
	スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	栲原町健康増進センター、体育館
		レクリエーション・観光施設	雲の上の温泉、まちの駅「ゆすはら」等
	社会教育系施設	博物館等	栲原町歴史民俗資料館等
	産業系施設	産業系施設	ゆすはらペレット工場等
	保健・福祉施設	保健施設	栲原町保健福祉支援センター等
		高齢福祉施設	高齢者合宿施設
	学校教育系施設	学校	小学校、中学校
		その他教育施設	教員住宅、共同調理場
	子育て支援施設	幼稚園・保育園・こども園	栲原こども園
	公営住宅	公営住宅	公営住宅
	公園	公園	歴史のふるさと太郎川公園
	その他施設	その他施設	旧校舎等

区分	大分類	小分類	主な施設
土木系 公共施設	道路、橋梁	道路	町道、農道、林道
		橋梁	RC 橋、PC 橋、鋼橋等
	水利施設、防火水槽	水利施設	水利施設
		防火水槽	防火水槽
企業会計 施設	簡易水道事業施設	簡易水道施設	減菌機室、ポンプ操作室、管渠等
	公共下水道事業施設	公共下水道施設	栲原浄化センター、管渠
	農業集落排水処理事業施設	農業集落排水処理施設	排水処理施設、管渠
	病院事業施設	病院施設	栲原町立国民健康保険栲原病院等
	風ぐるま事業施設	風力発電所	機械室等

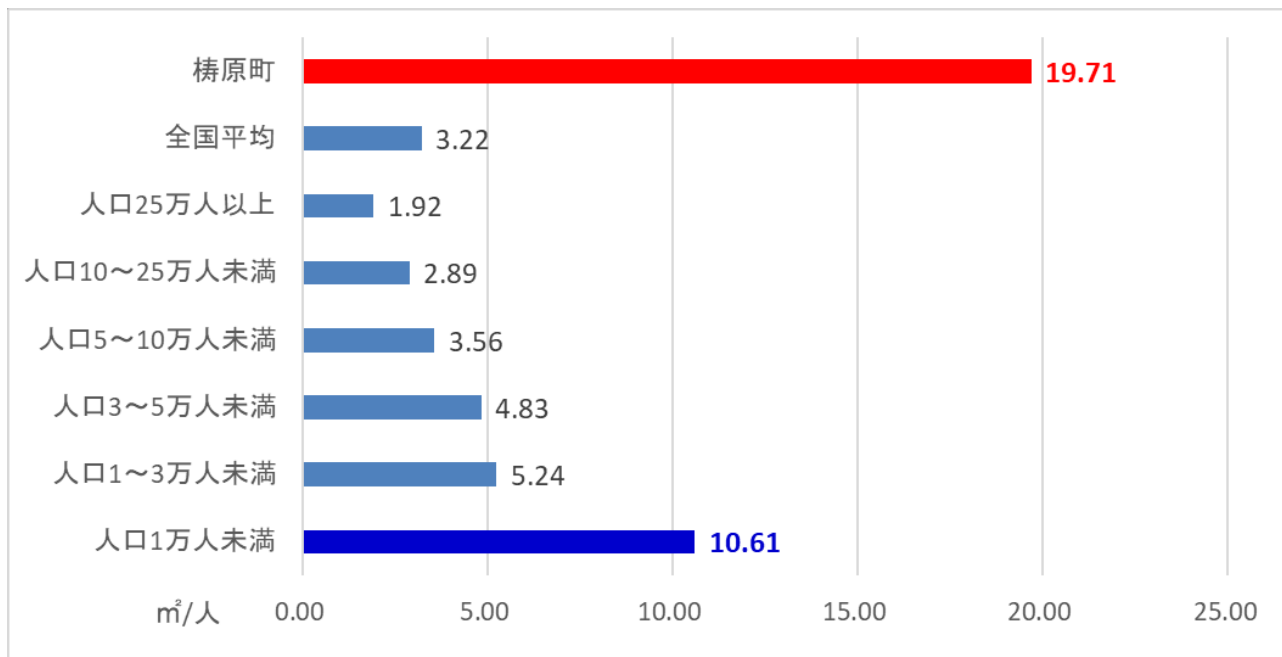
図表 3-2 建物系公共施設の施設分類ごとの延床面積（平成 28 年度及び令和 3 年度比較）

施設分類		平成 28 年度 初版総合管理計画		令和 3 年度 改訂版総合管理計画		増減比較	
大分類	小分類	棟数	延床面積（㎡）	棟数	延床面積（㎡）	棟数	延床面積（㎡）
行政系施設	庁舎等	1	2,970.00	3	3,338.24	2	368.24
	消防施設	16	1,186.00	16	947.86	0	▲238.14
町民文化系施設	集会施設	8	3,771.00	11	5,357.22	3	1,586.22
	文化施設	6	2,077.33	1	629.00	▲5	▲1,448.33
スポーツ・レクリ エーション系施設	スポーツ施設	4	2,943.43	6	3,325.52	2	382.09
	レクリエーション・ 観光施設	22	5,804.20	16	5,982.63	▲6	178.43
社会教育系施設	博物館等	0	0.00	5	3,015.64	5	3,015.64
産業系施設	産業系施設	16	5,093.00	15	5,093.00	▲1	0.00
保健・福祉施設	保健施設	5	4,536.62	4	4,877.38	▲1	340.76
	高齢福祉施設	9	1,799.08	8	1,399.40	▲1	▲399.68
学校教育系施設	学校施設	13	8,982.00	9	8,720.00	▲4	▲262.00
	その他教育施設	7	1,266.00	6	1,925.89	▲1	659.89
子育て支援施設	幼稚園・保育園・ こども園	4	1,364.90	2	1,051.80	▲2	▲313.10
公営住宅	公営住宅	112	12,145.98	111	13,117.77	▲1	971.79
公園	公園	19	1,104.26	17	1,022.84	▲2	▲81.42
その他施設	その他施設	21	5,881.95	21	5,639.70	0	▲242.25
風ぐるま事業施設	風ぐるま事業施設	1	77.00	1	77.00	0	0.00
建物系公共施設 計		264	61,002.75	252	65,520.89	▲12	4,518.14

※風ぐるま事業施設は、公営企業（法非適）会計であるため企業会計施設に該当しますが、建物系公共施設（普通会計）に分類します。

図表 3-3 は、総務省が公表している人口一人当たりの建物系公共施設の延床面積を、全国平均等と比較したもので、本町は 19.71 ㎡/人であり、人口同規模の全国平均（人口 1 万人未満、10.61 ㎡/人）を上回っており、平成 28 年度（2016 年度）の本計画の策定時から 2.91 ㎡/人増加しています。

図表 3-3 人口一人当たりの建物系公共施設延床面積比較グラフ



図表 3-4 人口一人当たりの建物系公共施設延床面積

計画年度	延床面積 (㎡)	人口 (人)	【梶原町】 一人当たりの 延床面積 (㎡/人)	【人口同規模 全国平均】 一人当たりの 延床面積 (㎡/人)
平成 28 年度	61,002.75	3,631	16.80	10.61
令和 3 年度	65,520.89	3,325	19.71	10.61

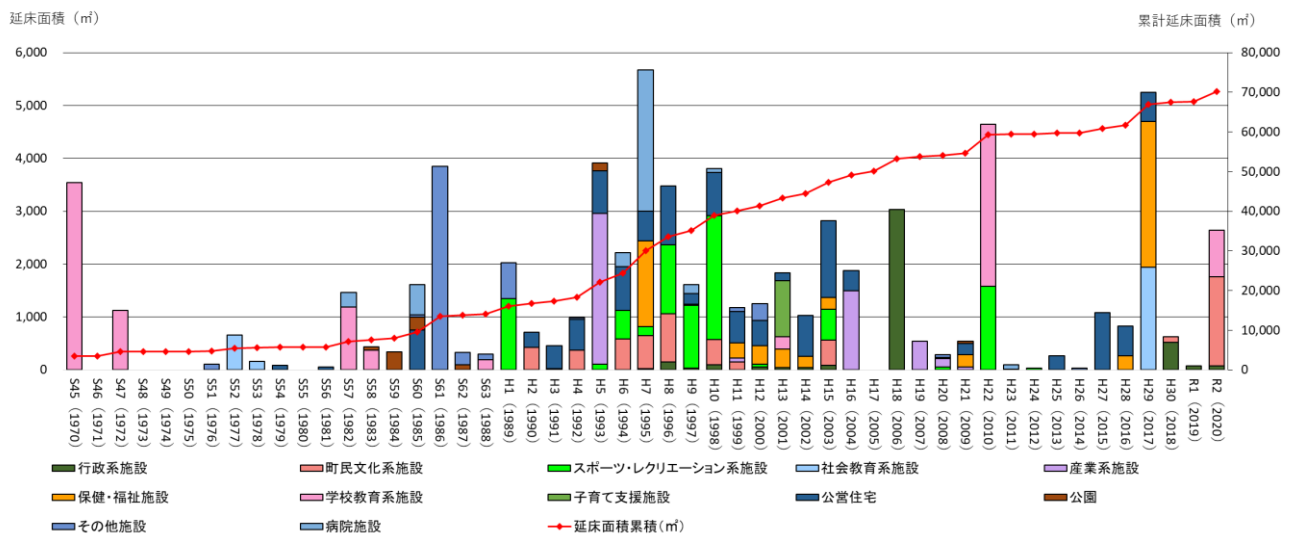
※全国平均：平成 24 年（2012 年）3 月総務省自治財政局財務調査課
公共施設及びインフラ資産の将来の更新費用の比較分析に関する調査結果 資料 2 全国平均値及び人
口区分別平均値

※人口は住民基本台帳より（平成 28 年度（2016 年度）は平成 29 年（2017 年）1 月末時点、令和 3
年度（2021 年度）は令和 4 年（2022 年）1 月末時点）

2. 建物系公共施設の更新費用推計

図表 3-5 は、本町が所有する固定資産台帳における建物公共施設の建築年度を基に作成した、年度別の延床面積の量を示したグラフになります。グラフの値が大きいくほど、その年度に公共施設を多く建設した、または、大規模な延床面積を有する公共施設を建設したことが分かります。

図表 3-5 建物系公共施設 築年別整備状況



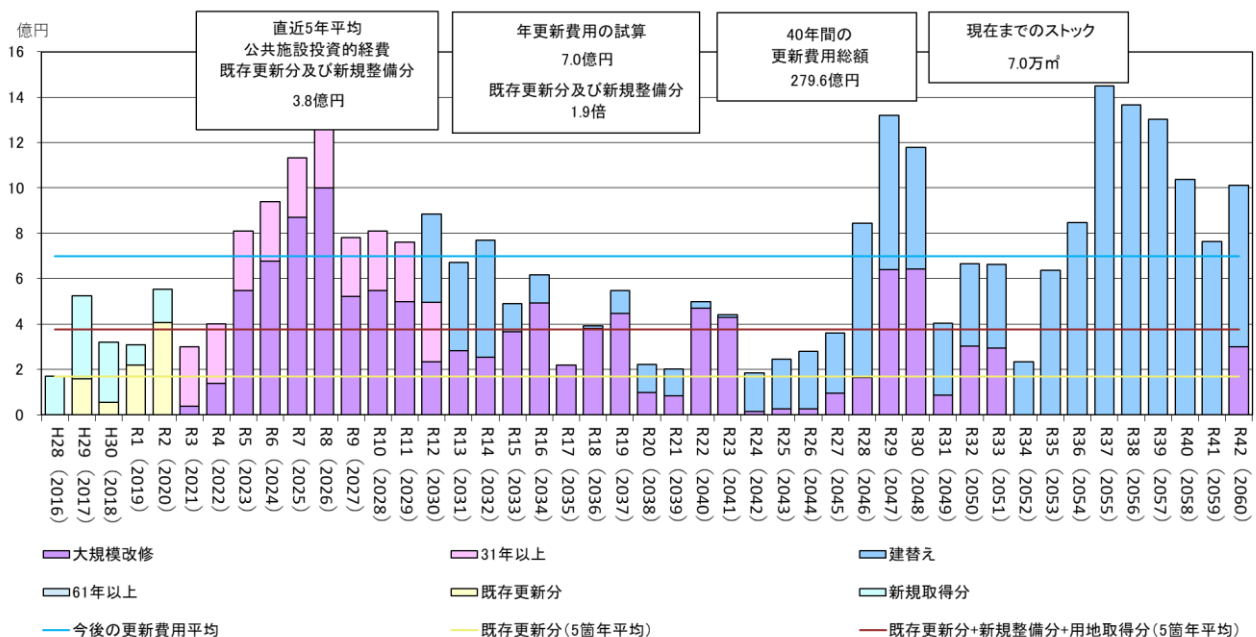
※病院事業施設は、公営企業（法適）会計であるため企業会計施設に該当しますが、本推計においては建物系公共施設（普通会計）に分類し、更新単価は医療施設のものを使用します。

※風ぐるま事業施設は、公営企業（法非適）会計であるため企業会計施設に該当しますが、本推計においては建物系公共施設（普通会計）に分類し、更新単価は産業系施設のものを使用します。

図表 3-6 は、建物系公共施設の将来の更新費用の推計を示しており、本町が所有する建物系公共施設について、現状規模のまま建て替えを行った場合、2021 年度（令和 3 年度）から 2060 年度（令和 42 年度）までの 40 年間の更新費用総額は、279.6 億円を要する推計となります。これは年平均を計算すると、毎年 7.0 億円かかる試算となります。

本町の財政状況は、今後、人口減少との影響を受け、さらに厳しくなることが予測され、現状のままの施設の規模を維持することは、困難であると考えられます。そのため、既存施設への機能の集約化・複合化、利用者ニーズの変化への対応、地域の実情や施設等の周辺環境を考慮した公共施設等のあり方についての検討が必要となります。

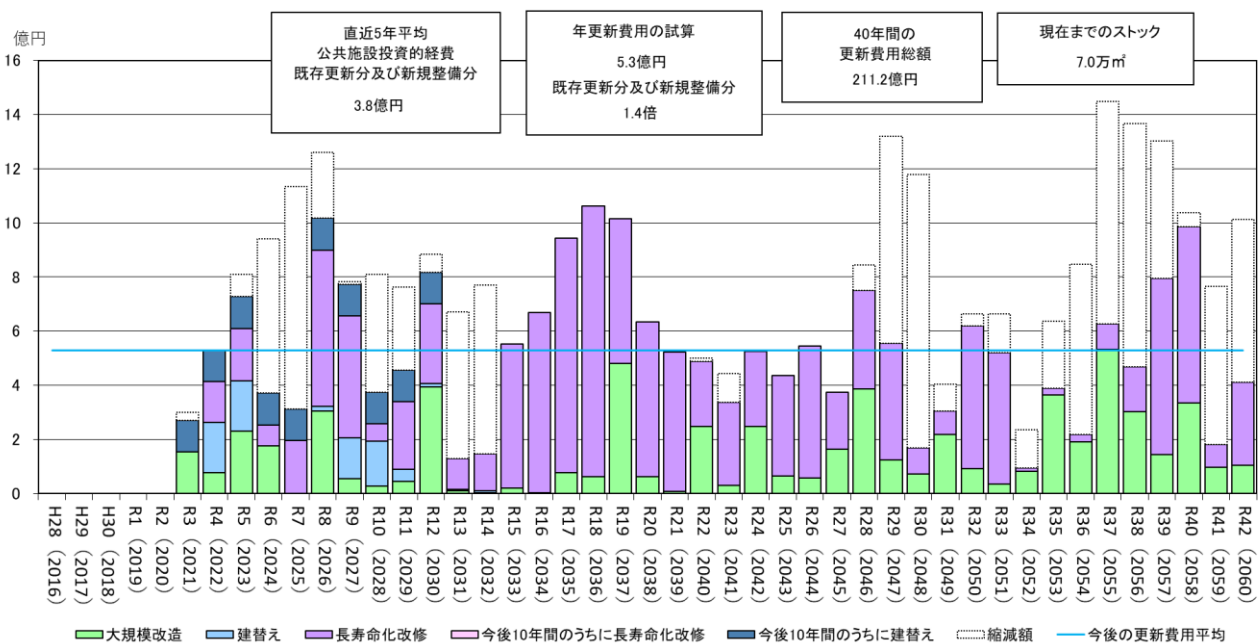
図表 3-6 建物系公共施設の更新費用推計（単純更新型）



※総務省ツールに基づき算定（単純更新による費用推計）

図表 3-7 は、本町が所有する建物系公共施設について、仮に全ての施設に対して長寿命化工事を実施した場合、今後 40 年間で 211.2 億円の費用を要し、40 年間で平均すると、毎年 5.3 億円かかる試算となりました。これは、現状のまま更新を行った場合の更新推計費の 279.6 億円から 68.4 億円縮減できる試算となります。

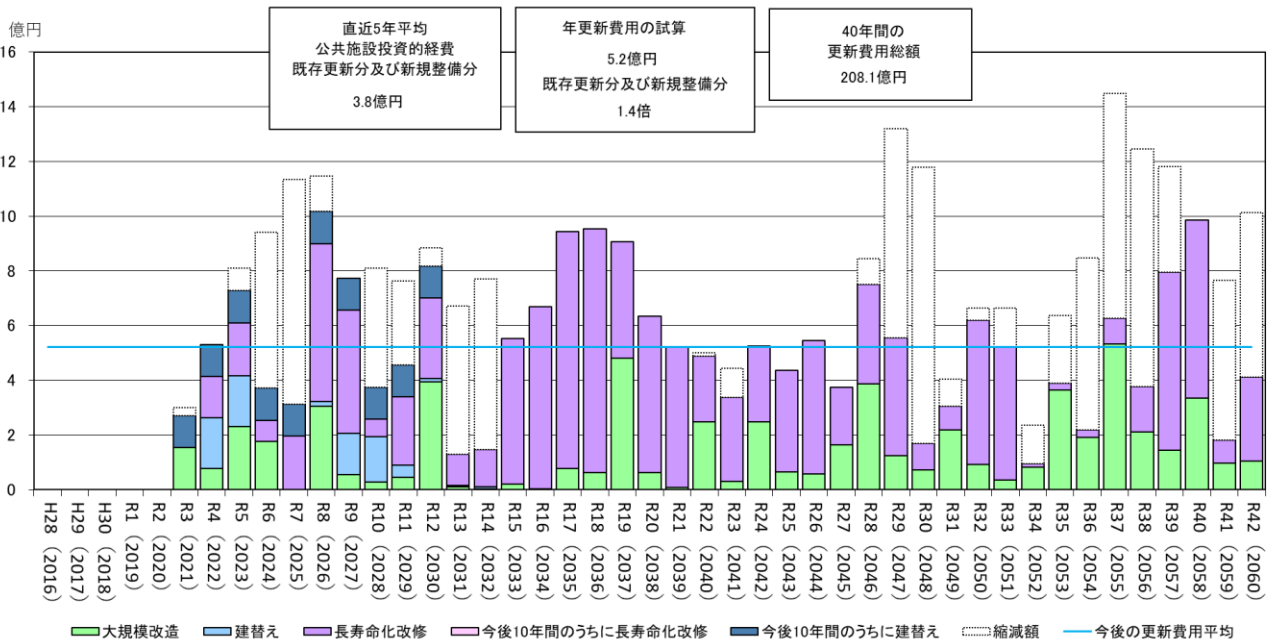
図表 3-7 建物系公共施設の長寿命化更新費用推計（長寿命化型）



※文部科学省ツールに基づき算定（長寿命化更新による費用推計）

図表 3-8 は、個別施設計画において、施設の除却を行うことを検討している施設を除き、今後も維持管理を行う施設に対して長寿命化工事を実施した場合、今後 40 年間で 208.1 億円を要し、40 年間で平均すると、毎年 5.2 億円かかる試算となります。

図表 3-8 個別施設計画を反映した建物系公共施設の長寿命化更新費用推計



※文部科学省ツールに基づき算定（長寿命化更新による費用推計）

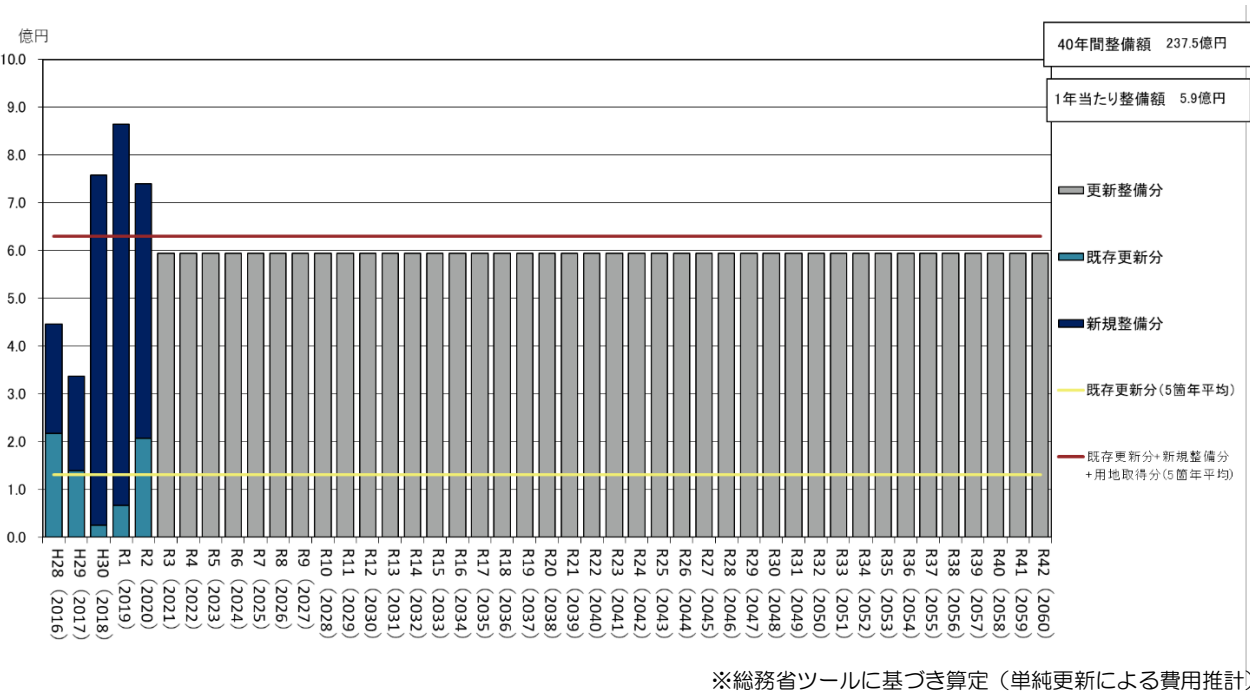
図表 3-9 単純更新型・長寿命化型・長寿命化及び個別施設計画事業完遂の場合の更新費用推計の比較

推計内容	総延床面積 (㎡)	更新費用推計 (億円)	更新費用推計 縮減額 (億円)
①単純更新型	69,646.05	279.6	—
②長寿命化型	69,646.05	211.2	▲68.4 (① - ②)
③長寿命化及び 個別施設計画事業完遂の場合	68,740.05	208.1	▲71.5 (① - ③)

3. 土木系公共施設の更新費用推計

図表 3-10 は、道路の将来の更新費用の推計を示しており、本町が所有する道路について、町道の道路部面積は 1,028,503.98 m²、林道の道路部面積は 749,100.80 m²、農道の道路部面積は 114,784.00 m²となっています。これらすべて大規模改修を実施し、現状規模のまま更新を行った場合、今後 40 年間で 237.5 億円の投資的経費を要する推計となり、年平均を計算すると、毎年 5.9 億円かかる試算となります。

図表 3-10 道路の更新費用推計

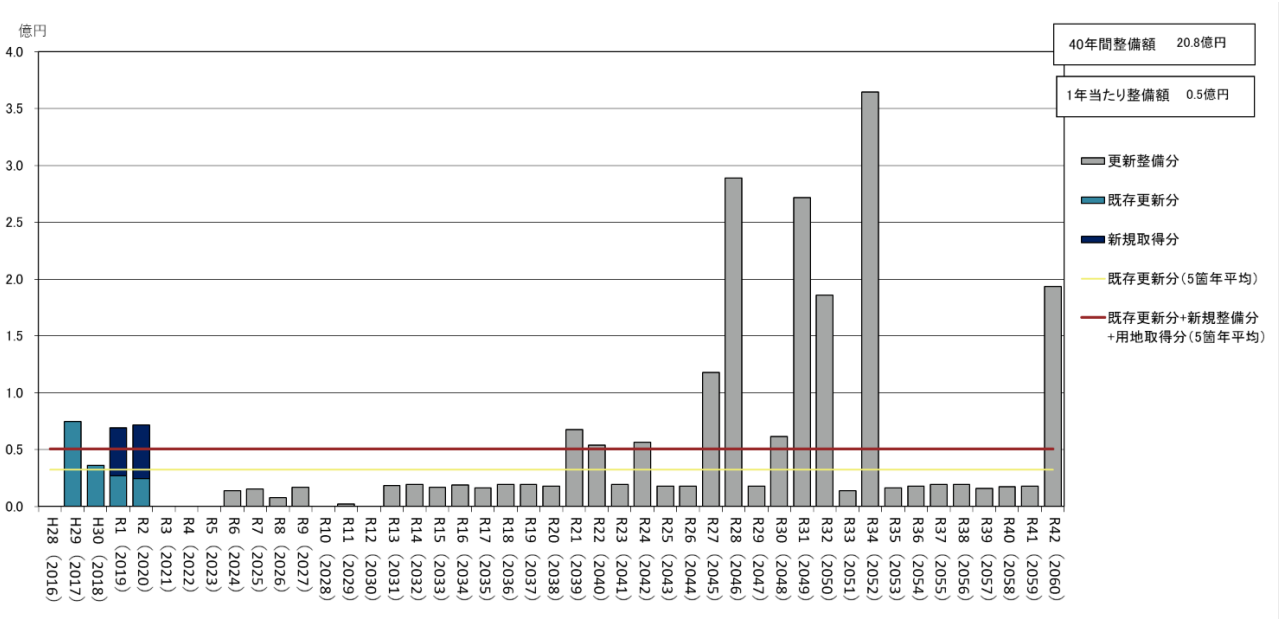


図表 3-11 道路の総量

大分類	小分類	実延長 (m)	道路部面積 (m ²)
道路	町道	308,025.71	1,028,503.98
	林道	180,163.60	749,100.80
	農道	35,234.00	114,784.00

図表 3-12 は、橋梁の将来の更新費用の推計を示しており、本町が所有する橋梁について、『栲原町橋梁長寿命化修繕計画』に基づき、これまでの不具合が発生してから修繕等を行う対症療法的な管理から、予防保全的な管理による計画的な修繕や更新を行った場合、今後 40 年間で 20.8 億円の投資的経費を要し、年平均を計算すると、毎年 0.5 億円かかる試算となります。

図表 3-12 橋梁の更新費用推計

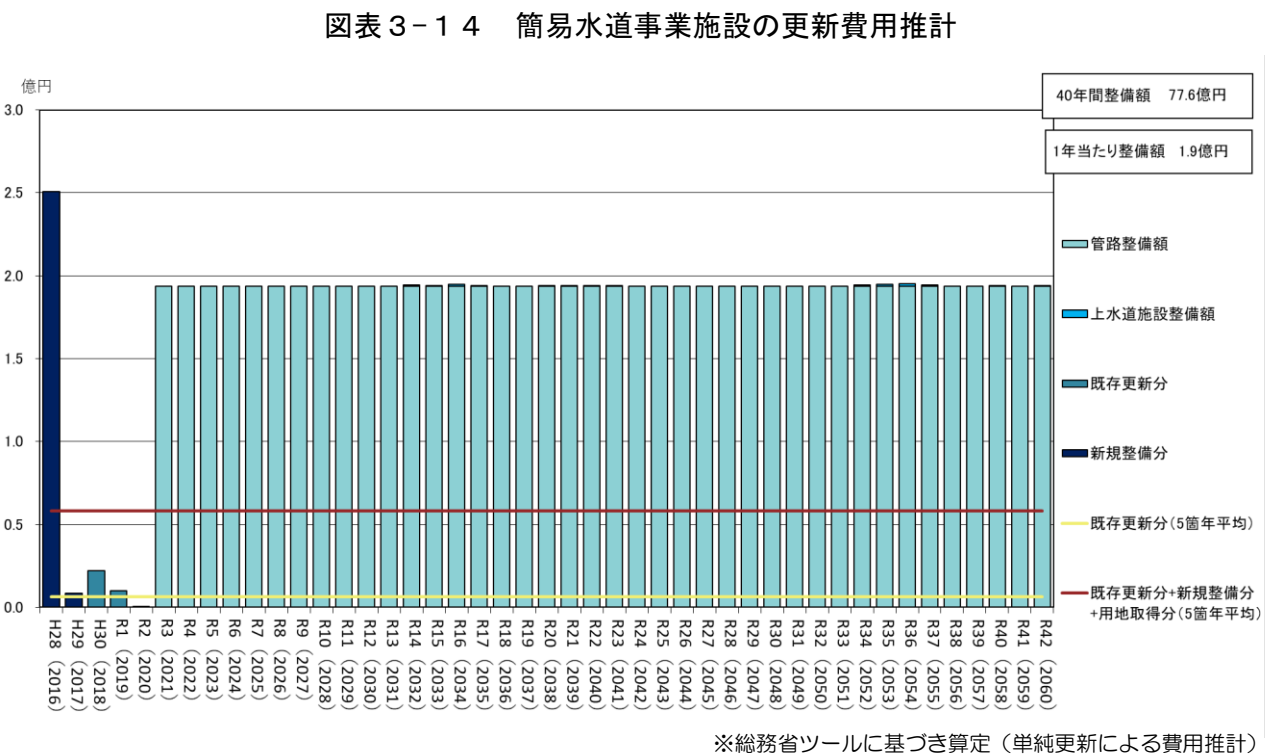


図表 3-13 橋梁の総量

大分類	小分類	実延長 (m)	道路部面積 (㎡)
橋梁	PC 橋 (町道)	204.30	769.50
	RC 橋 (町道)	1,079.30	3,692.47
	鋼橋 (町道)	866.80	3,378.79
	木橋 (町道)	132.40	505.84
	RC 橋 (林道)	273.20	1,322.80
	鋼橋 (林道)	785.20	4,318.30

4. 企業会計施設の更新費用推計

図表 3-14 は、簡易水道事業施設の将来の更新費用の推計を示しており、本町が所有する簡易水道事業施設について、すべて大規模改修を実施し、現状規模のまま更新を行った場合、今後 40 年間で 77.6 億円を要し、年平均を計算すると、毎年 1.9 億円かかる試算となります。

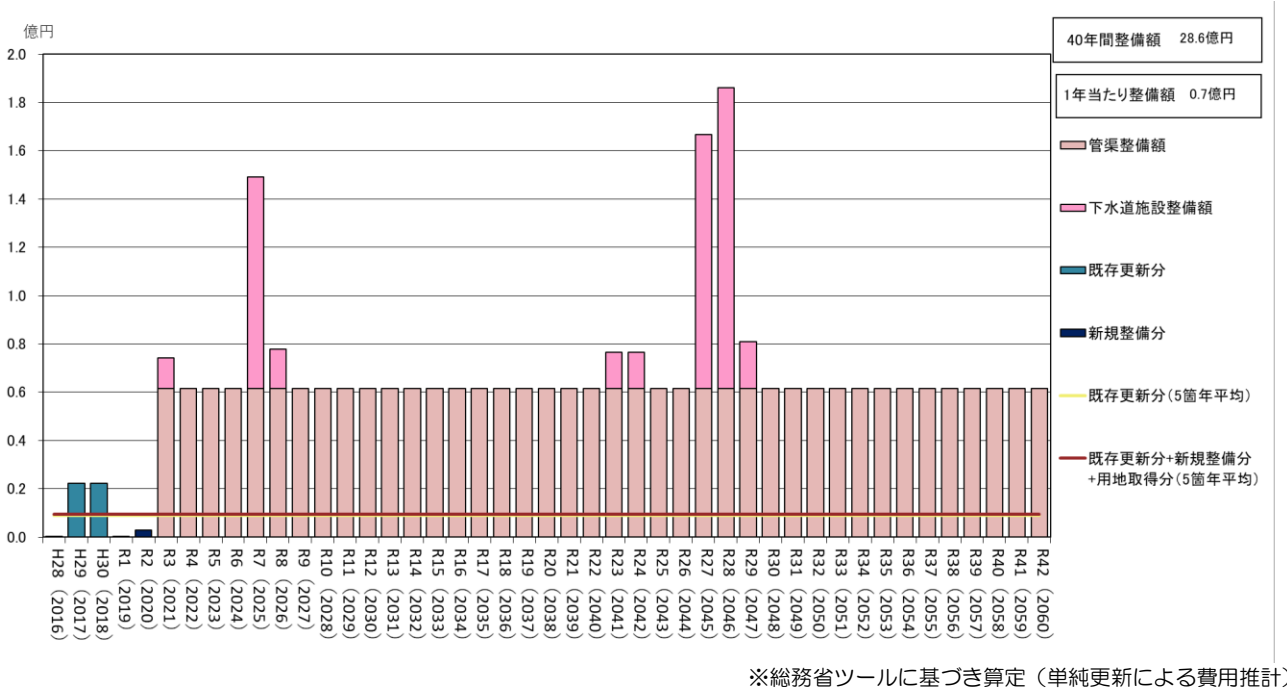


図表 3-15 簡易水道事業施設の総量

大分類	小分類	種別	総量
簡易水道事業施設	簡易水道施設	施設	29 棟
		導水管	8,338.00m
		送水管	8,060.00m
		配水管	62,970.00m

図表 3-16 は、公共下水道事業施設及び農業集落排水処理事業施設の将来の更新費用の推計を示しており、本町が所有する下水道事業施設について、すべて大規模改修を実施し、現状規模のまま更新を行った場合、今後 40 年間で 28.6 億円を要し、年平均を計算すると、毎年 0.7 億円かかる試算となります。

図表 3-16 下水道事業施設の更新費用推計



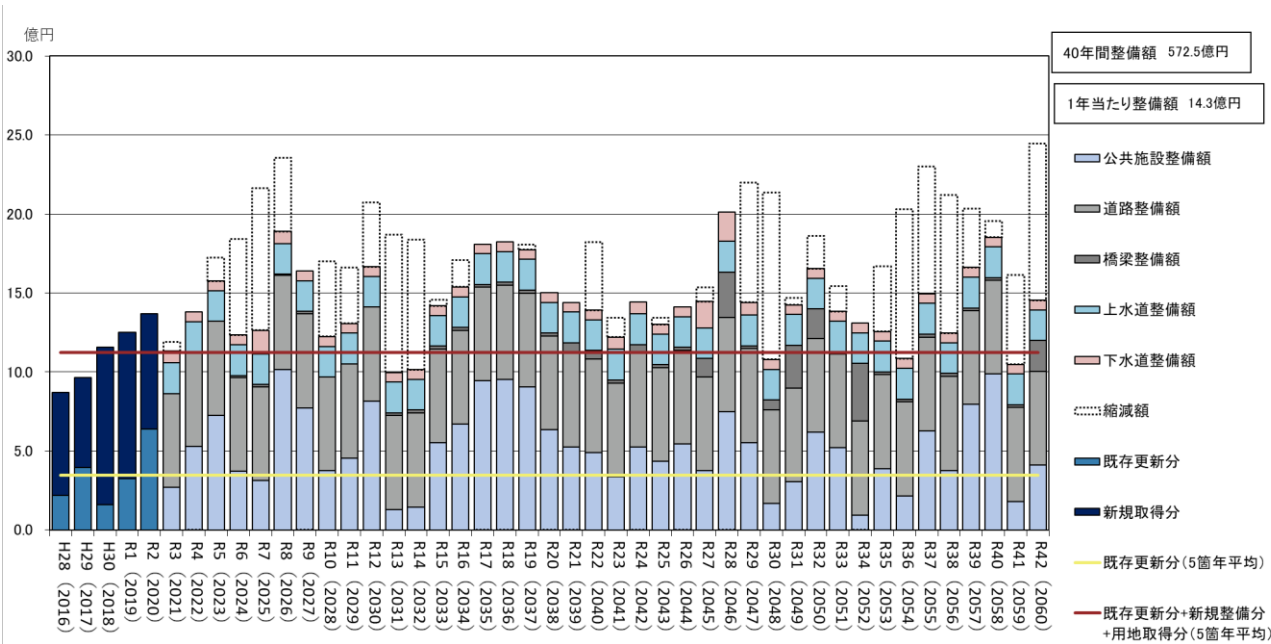
図表 3-17 下水道事業施設の総量

大分類	小分類	種別	総量
公共下水道事業施設	公共下水道施設	施設	973.00 m ²
		污水管	18,986.00m
農業集落排水処理事業施設	農業集落排水処理施設	施設	320.00 m ²
		污水管	8,386.00m

5. 公共施設等全体の更新費用推計

図表 3-18 は、公共施設等全体の将来の更新費用の推計を示しており、本町が所有する公共施設等全体について、前述してきたとおり、長寿命化や平準化、個別施設計画の事業を着実に完遂した場合、令和 3（2021）年度から令和 42（2060）年度までの 40 年間の更新費用総額は、572.5 億円を要する推計となります。これは年平均を計算すると、毎年 14.3 億円かかる試算となります。

図表 3-18 公共施設等全体の更新費用推計



図表 3-19 対策の効果額の検証

公共施設等全体の更新費用推計の効果額	①平成 28 年度 初版管理計画	②令和 3 年度 改訂版管理計画	③対策の効果額 (①-②)
今後 40 年間の更新費用推計総額	567.0 億円	572.5 億円	▲5.5 億円
1 年当たりの更新費用推計	14.2 億円	14.3 億円	▲0.1 億円

6. 公共施設等における現状と課題

（１）施設の老朽化

- 公共施設等については、全体的に老朽化が進んでいます。今後、公共施設等の安全性を保つための修繕・大規模改修・建替え等にかかる経費の増加が見込まれます。
- 公共施設等保有の必要性と、今後維持する場合のコストの検証が課題であり、必要であると判断された施設については、適切で計画的な維持管理や長寿命化等に努めることで、財政負担の軽減・平準化を図る必要があります。

（２）ニーズの変化

- 人口の減少とともに、少子高齢化が急速に進んでいることから、施設に対するニーズの変化が予想されます。
- 社会状況の変化やニーズの変化を見極めながら、施設の複合化、現在利用されていない施設の処分等、保有量の適正化を図りながらも、ニーズに対応できる施設運営が必要になります。

（３）財源の不足

- 生産年齢人口の減少に伴う税収の減少、高齢者の増加による扶助費の増加等、ますます厳しくなる財政状況の中、公共施設等の維持管理や大規模改修・建替え等に対応するための財源はさらに難しくなることが予測されます。
- 計画的な維持管理、長寿命化等に努め、財政負担の軽減・平準化を図る必要があります。また、今後とも厳しい財政状況が続くことが見込まれることから、公共施設等以外にも歳入・歳出両面にわたる行財政改革に取り組む必要があります。
- 前述の「対策の効果額の検証」（図表 3-19）のとおり、本町の公共施設等に要する更新費用は、平成 28 年度（2016 年度）から増加しています。また、本計画の更新費用推計には、現在、建替えが検討されている雲の上のホテルのような大規模な施設が含まれていないため、今後、雲の上のホテルが新築された場合、さらなる更新費用が必要となってくることが予測されます。

第4章 公共施設等の総合的な管理に関する基本方針

1. 基本方針

老朽化が進む公共施設等を良好な状態で使用していくためには、適切な維持管理が必要です。また、日常生活上、必要不可欠な道路や橋梁、上下水道のようなインフラ施設は、安全な供用が求められます。

しかし、本町の財政事情は今後も厳しい状況が続くことが予測されることから、すべての公共施設等を維持管理することは困難であるため、著しく老朽化が進み、使用上、危険が及ぶ可能性があるもの、また、すでに供用を停止しているものは、早急に取り壊し等の検討を行います。その他の公共施設等については、原則、適切な維持管理を行うとともに、利用状況や施設コスト等を把握し、必要に応じて、複合化・集約化等の検討を行うこととします。

なお、本町の公共施設等の総合的な管理に関する基本的な方針は、次のとおり、5つの基本方針とします。

基本方針1. 住民サービス及び町の産業に関わる公共施設等は、今後の管理運営方法を検討の上、必要に応じて、大規模改修または建て替え等を行う。

- ①住民生活の安全確保、行政サービスの充実及び本町の施策政策的な事由により、今後も継続して維持管理を行う必要があるもの。
- ②振興計画、総合戦略等において、今後、有効的に利活用を推進することが検討されているもの。

基本方針2. 現状を維持し、公共施設等の適切な維持管理を行う。

現状の利用状況及び老朽化状況を適切に把握し、機能の低下等が見受けられる場合は、修繕を行い、現状維持を行うもの。

基本方針3. 既存の計画を基に、公共施設等の維持管理や更新等を行う。

既存の計画内容を精査し、公共施設等総合管理計画の考え方を加味し、引き続き、適切な維持管理や更新等を行うもの。

基本方針 4. 個別施設計画を策定し、公共施設等の総量、維持管理、更新等を実施する。

施設分野又は施設類型ごと個別施設計画を策定することが決定している、又は今後、適切な維持管理、修繕等を実施し、中長期的に利活用を行うため、策定することが望ましいため、適切な施設の総量、維持管理方法及び更新を行うもの。

基本方針 5. 公共施設等の現状を把握し、老朽化、利用頻度の低い施設及び近傍に類似施設がある場合は、複合化・集約化等を検討する。

施設の現状を調査し、老朽化や利用頻度が低い、近傍に類似施設又は代替施設がある等により、複数の施設との複合化・機能の集約化が可能であると認められるもの。

2. 実施方針

(1) 点検・診断等の実施方針

定期的な公共施設等の点検・診断を実施し、利用状況を把握する。

公共施設等の点検・診断については、老朽化及び設備等の機能低下を防ぐため、定期的を実施し、経年による劣化、外的負荷（気象、使用等）による性能低下及び利用状況を把握し、適切な維持管理を行います。

現在、本町の一部の公共施設においては、職員自ら施設内部の整頓、照明及び排水の見回り表を作成し、定期的を確認を行っている施設があります。また、消防法等に基づく法定点検については、専門業者に委託している施設もあります。なお、インフラ施設である道路については、定期的な点検は実施していませんが、住民・利用者からの連絡等により、職員又は管理委託している専門業者が即対応できるように心がけていること及び環境整備デイ・町内一斉清掃等において、各集落の住民により、道路の清掃等が実施されており、その中で異常が発見された場合も、修繕等の対応に努めます。

今後は、一部施設で実施している点検内容を、その他の施設においても実施することとし、必要に応じて、点検項目の加除修正を行い、また、利用者数等、施設の利用実態についても把握に努めます。

図表 4-1 保健福祉支援センター見回り表（整頓・照明・排水）

	月日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日
1階	ゆすこ相談室(照明)							
	電算室(照明)							
	記録保存室(照明)							
	授乳室(照明)							
	倉庫2(照明)							
	資料室(照明)							
	倉庫1(照明)							
	トイレ(照明・排水)							
	照明(廊下・1階フロア)							
2階	トイレ(照明・排水)							
	非常灯(小)							
	照明(天井・廊下)							
3階	倉庫							
	トイレ(照明・排水)							
	非常灯(小)							
	照明(廊下)							
4階	倉庫							
	トイレ(照明・排水)							
	非常灯(小)							
	照明(廊下・3室)							

図表 4-2 学校教育系施設 点検チェックリスト（一部抜粋・加工）

・劣化等に関するチェックリスト

点検項目	点検の種類	脱落	変形	剥離	ひび・破損	変質	点検結果	特記事項
		落ちそう ずれている	凹んでいる 曲がっている	剥がれている 膨らんでいる	ひび割れている 折れている	錆びている シミがある		
天井	劣化						A・B・C	
照明器具	劣化						A・B・C	
窓・ガラス	ガラス	劣化					A・B・C	
	窓・ドア	劣化					A・B・C	
	クレセント	使い方					A・B・C	
	窓ガラス周辺	使い方					A・B・C	
	扉等	劣化					A・B・C	
外壁(外装材)	劣化						A・B・C	
内壁(内装材)	劣化						A・B・C	
設備機器	放送機器	劣化					A・B・C	
	体育器具	劣化					A・B・C	
	空調室外機	劣化					A・B・C	

・耐震性に関するチェックリスト

点検項目	点検の種類	チェック内容	点検結果	特記事項
天吊りテレビ	耐震性	テレビ本体は天吊りのテレビ台に固定されているか	A・B・C	
棚置きテレビ等	耐震性	転落・落下防止対策を講じているか		
キャスター付きテレビ台等	耐震性	転落・落下防止対策を講じているか		
棚・ロッカー等	耐震性	取り付け金具等で壁や床に固定しているか		
棚の積載物	耐震性	棚の上に重量物を置いていないか		
薬品棚の収納物	耐震性	薬品容器等の破損・飛び出し防止対策を講じているか		
エキスパンションジョイントのカバー材	耐震性	カバー材が変形又は剥がれていないか		
エキスパンションジョイント及びその周辺	耐震性	周辺に物を置いていないか		

(2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

履歴情報を蓄積し、計画に活用する。

すべての公共施設等において、点検・診断を実施することにより、修繕等の必要な対策を、適切な時期に着実かつ効率的・効果的に実施します。その際、公共施設等の状態や過去の対策履歴等の情報を把握し、維持管理・修繕・更新等に活用する。なお、情報の蓄積手段として、固定資産台帳を有効活用します。

また、本町や指定管理者の維持管理等だけではなく、これまで通り一部施設については、地域住民や利用者による維持管理を依頼し、今後、本町・地域住民等それぞれの役割を明確にします。なお、公共施設等の維持管理等に要する経費については、従来の維持修繕費等の予算のみならず、公共施設の計画的整備促進に必要な経費として「梶原町公共施設整備事業基金」が設置されており、必要に応じて、公共施設等の維持管理等に使用可能な仕組みを構築します。

（３）安全確保の実施方針

危険性の高い施設等は、速やかに修繕・除却等の対応を実施する。

公共施設等における安全確保は、周辺住民や利用者の安全を確保し、安心・安全に施設を利用することができることを目的とします。なお、点検・診断等により、危険性が認められた公共施設等については、本計画や今後策定予定である個別施設計画に基づき、早急に修繕等の安全対策や除却等を推進します。ただし、極めて危険性が高いと思われる公共施設等については、早急に協議・検討を実施し、解体・除却を行います。

（４）耐震化の実施方針

災害対応施設としての観点も含め、計画的に耐震化工事を実施する。

災害時において、防災拠点等となる公共施設等は、必要な調査等に基づき、耐震化を進めます。また、南海トラフ巨大地震・大規模水害・土砂災害・雪害・低温被害及び同時かつ連続的に発生する複合災害に対して適切に対応するため、『高知県地域防災計画』とも密接に連携し、防災面からの公共施設等のあり方を検討し、避難施設となる公共施設の機能強化を実施します。

また、耐震性に問題のある施設については、現状把握を早急に行い、住民・利用者が安心・安全に使用できるよう、計画的に解体・除却、統廃合・複合化・機能集約、耐震化を検討し、実施していきます。

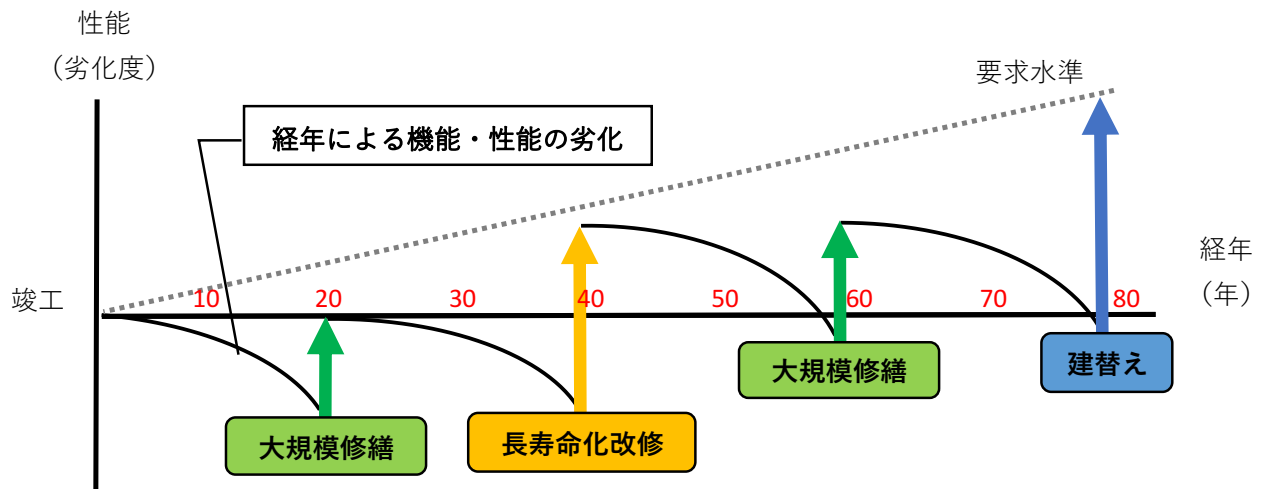
（５）長寿命化の実施方針

目標耐用年数を設定し長寿命化工事を実施する。

建築物は、躯体の健全性が確保されてはじめて長期に使用することが可能となります。躯体の健全性を測る指標としては、コンクリート中性化深さ、鉄筋の腐食度、コンクリート圧縮強度等があります。今後は、耐用年数を目安に詳細診断（躯体の健全性調査）を実施し、結果が良好であれば長期に使用することとし、目標耐用年数を次のように設定します。

鉄筋コンクリート造と鉄骨造については、躯体の建築物を標準で 60 年間使用することとし、躯体の健全性調査結果が良好な場合には、80 年以上使用します。

図表 4-3 長寿命化のイメージ（目標耐用年数 80 年）



大規模修繕	長寿命化改修	
経年劣化による損耗、機能低下に対する機能回復工事	経年劣化による機能回復工事と、耐用性、快適性、省エネ性を確保するための機能向上工事	
・屋上防水改修 ・外壁改修 ・トイレ改修 ・内装改修 ・設備機器改修 ・劣化の著しい部位の修繕 ・故障、不具合修繕 等	・屋上防水改修 ・外壁改修 ・トイレ改修 ・内装改修 ・設備機器改修 ・劣化の著しい部位の修繕 ・故障、不具合修繕 等	・コンクリート中性化対策 ・鉄筋の腐食対策 ・バリアフリー改修 ・外壁、屋上の断熱化改修 ・省エネルギー機器への更新

（６）ユニバーサルデザイン化の推進方針

誰もが利用しやすい施設整備を実施する。

「ユニバーサルデザイン２０２０行動計画」（平成 29 年（2017 年）2 月 20 日決定・令和 2 年（2020 年）12 月 20 日一部改正、ユニバーサルデザイン２０２０関係閣僚会議決定）における考え方等を踏まえ、公共施設等の計画的な改修等によるユニバーサルデザイン化の推進を図ります。

（７）統合や廃止の推進方針

施設の総量や配置の最適化を実施する。

統合や廃止の検討については、将来の人口見通しや利用需要を勘案し、公共施設等の総量及び配置の最適化を図ります。しかし、公共施設等の統合や廃止については、行政サービスの水準低下が伴う可能性があります。水準の低下を最小限にするためには、公共施設等に関連する施策だけでなく、地域の実情も含めた総合的な施策・協議が必要です。そのため、本町の公共施設の統廃合や遊休施設の利活用については、住民、議会等と十分に協議し、合意形成を経て実施します。

（８）地方公会計（固定資産台帳等）の活用

施設マネジメントは固定資産台帳と連携して実施する。

地方公会計において整備された固定資産台帳には、施設や建物ごとの建築年月日や延床面積、構造、減価償却率等が掲載されており、また、台帳情報は毎年度更新されるため、施設マネジメントと連携して活用することが非常に有効であることが考えられるため、本町の施設マネジメントは固定資産台帳に基づき実施することとします。

（９）保有する財産（未利用資産等）の活用や処分に関する基本方針

遊休施設や利用頻度の低い施設は有効活用を行う。

本町には遊休施設や利用頻度の低い公共施設があります。一部の施設については、施設のある地域や地元の集会施設として有効活用されています。今後も人口減少等に伴い、遊休施設が増えることが考えられるため、人口動向や利用実態等から施設の有効活用を事前に検討を行うこととします。

ただし、効果的な活用施策がなく、遊休施設のままだ場合は、地元等との協議のうえ、施設の解体・除却を行うこととします。

（１０）住民との情報共有の実施方針

公共施設等に関する情報公開を積極的に実施する。

本計画の推進については、公共施設等を利用している住民との問題意識や情報の共有が不可欠です。今後とも、公共施設等のあり方について、公共施設等の利用者がその重要性を理解し、適切な対応を行うことにより、施設の長寿命化を図ります。また、広報等による情報の開示、維持管理への参画等により住民の理解を得、協働を実施します。

(11) PPP／PFI の活用

PPP／PFI 等民間活力の活用の可能性について検討する。

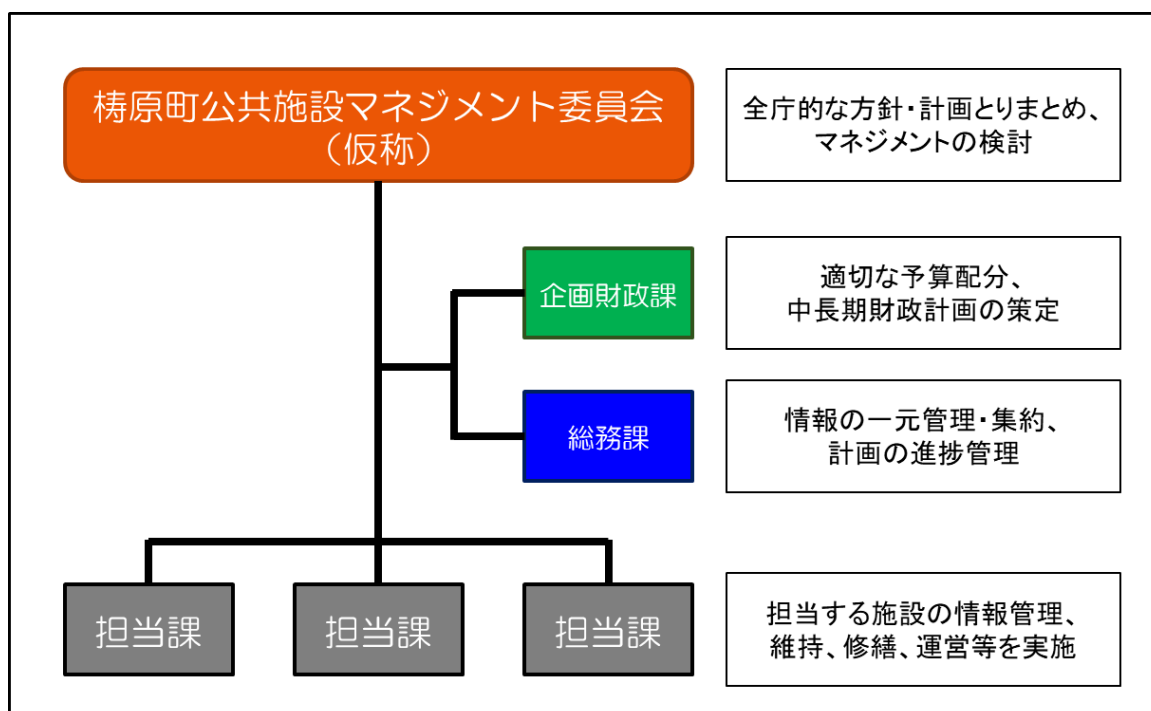
今後、公共施設等の維持管理、更新等については、本町による対応だけでは限界があるため、公共施設等の一部又は、すべての管理運営を民間に委託し、より効果的・効率的な維持管理等を検討します。そのため、PPP（パブリック・プライベート・パートナーシップ：公民連携）／PFI（プライベート・ファイナンス・イニシアティブ：公共サービスの提供を民間主導で実施）方式、コンセッション方式、指定管理制度等、民間のノウハウや資金等の活用を検討し、新たな公共施設等に対する利用需要に応えるとともに、公共施設等の安全確保及び機能を向上させつつ、維持管理等の経費縮減を検討します。

(12) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

公共施設等に関する情報共有・職員研修を実施する。

本計画を着実に実施していくためには、全庁的な推進体制の整備が不可欠です。そのため、職員及び部局間の連携強化、公共施設等の情報共有、有効活用や長寿命化に向けての取組の推進、固定資産台帳の更新、公共施設等マネジメントの実施、建物等の維持管理等に関する必要な研修等を行います。また、本町に隣接する自治体間の情報共有を積極的に行い、計画推進に関する相互支援や公共施設等の相互利用、災害時の避難対応等について、広域的な連携を行います。

図表 4-4 推進体制のイメージ

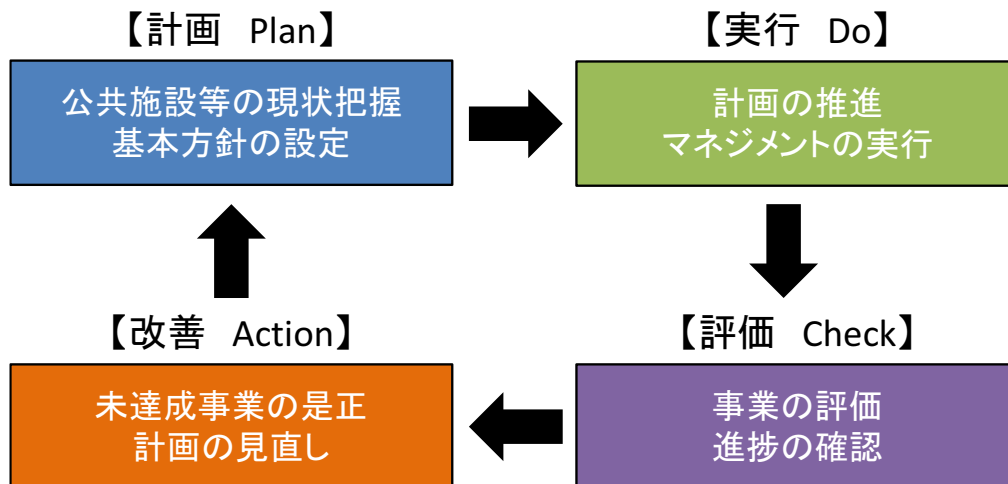


(13) フォローアップの実施方針

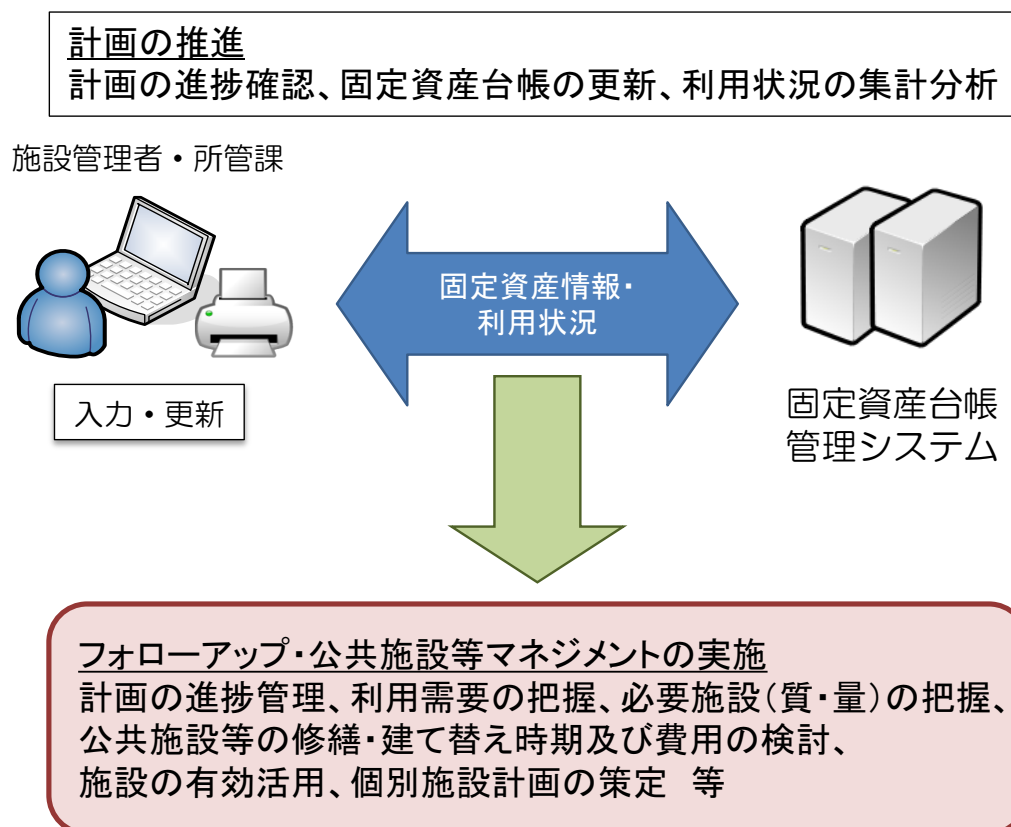
社会情勢や利用需要等を把握しながら、フォローアップを実施する。

本計画は、公共施設等の更新費用を、将来 40 年間分を見越していますが、計画期間 10 年間とし、今後の社会情勢や経済情勢、また、利用需要、人口動態等の変化により、適宜見直しを実施します。また、公共施設等のマネジメントを実施するため、情報の一元管理を行い、計画（Plan）、実行（Do）、評価（Check）により、本計画に反映（Action）させ、随時、計画の見直しを実施します。

図表 4-5 PDCA サイクルのイメージ



図表 4-6 フォローアップ・公共施設等マネジメント取組のイメージ



第5章 施設類型ごとの基本方針

本章では、第4章第1節及び第2節で述べた公共施設等に関する基本的な方針及び実施方針について、各施設における現状及び今後の維持管理等その他の施設に係る対応等について、施設類型ごとに取りまとめを行います。また、各施設を第3章の建物系公共施設・土木系公共施設・企業会計施設の3区分にて明記します。

1. 建物系公共施設

(1) 行政系施設	
現状	● 栲原町総合庁舎の耐震化は、完了している。 ● 消防屯所は、耐震化されておらず、老朽化が進んだ施設については、建替えを行った。 ● 栲原町防災拠点施設及び防災備蓄倉庫は、かつて同じ敷地内にあった消防詰所を除却し、新たに建設された本町の防災上の拠点となる施設である。
方針	● 原則全ての施設において、適切な維持管理による修繕及び更新を管理方針とするが、老朽化が著しい施設や社会的なニーズに対応が求められる施設については、栲原町公共施設マネジメント委員会（仮称）等にて、十分な協議・検討の上、必要な対応を行う。 ● 飯母消防屯所（第1分団第4部格納庫）については、周辺環境や消防団員の駐車スペースの課題等を解決するため、建替え等の検討を行う。その際、単独施設による建替え等を行うのではなく、周辺の施設等との集約化を検討する。

図表 5-1 行政系施設の状況

名称（所在地）	構造	延床面積 (㎡)	建築年	所属課	方針
■ 梶原町総合庁舎（梶原 1444-1）					
総合庁舎	鉄筋コンクリート	2,970.00	平成 18 年	総務課	維持管理
■ 梶原町防災拠点施設（梶原 1495-1）					
梶原町防災拠点施設	木造	239.61	平成 31 年	総務課	維持管理
■ 防災備蓄倉庫（梶原 1495-1）					
防災備蓄倉庫	木造	128.63	平成 31 年	総務課	維持管理
■ 梶原消防団本部・第 1 分団第 1 部屯所（梶原 1495-1）					
消防屯所・格納庫	木造	155.36	平成 31 年	総務課	維持管理
■ 梶原消防団第 1 分団第 2 部屯所（梶原 1117-1）					
消防屯所・格納庫	木造	68.00	平成 18 年	総務課	維持管理
■ 梶原消防団第 1 分団第 3 部屯所（川西路 2259-2）					
消防屯所・格納庫	木造	84.00	平成 8 年	総務課	維持管理
■ 梶原消防団第 1 分団第 4 部屯所（飯母 2871-1）					
消防屯所・格納庫	木造	49.00	平成 12 年	総務課	建替え等
■ 梶原消防団第 1 分団第 5 部格納庫（川井 7019-2）					
格納庫	木造	21.00	平成 7 年	総務課	維持管理
■ 梶原消防団第 2 分団第 1 部屯所（六丁 153-1）					
消防屯所・格納庫	木造	58.00	平成 10 年	総務課	維持管理
■ 梶原消防団第 2 分団第 2 部屯所（下組 202-1）					
消防屯所・格納庫	木造	78.25	令和 2 年	総務課	維持管理
■ 梶原消防団第 2 分団第 3 部格納庫（坪野田 200）					
格納庫	木造	22.00	平成 3 年	総務課	維持管理
■ 梶原消防団第 3 分団第 1 部屯所（下西の川 199-1）					
消防屯所・格納庫	木造	40.00	平成 14 年	総務課	維持管理

※令和 2 年度（2020 年度）固定資産台帳データより

※方針は個別施設計画等における方針

名称（所在地）	構造	延床面積 (㎡)	建築年	所属課	方針
■ 梶原消防団第3分団第3部格納庫（上成 1213）					
格納庫	木造	29.00	平成 9 年	総務課	建替え等
■ 梶原消防団第4分団第1部屯所（松原 571）					
消防屯所・格納庫	木造	78.25	令和 3 年	総務課	維持管理
■ 梶原消防団第4分団第2部屯所（中平 313-2、313-4）					
消防屯所・格納庫	木造	43.00	平成 10 年	総務課	維持管理
■ 梶原消防団第4分団第3部格納庫（下折渡 210）					
格納庫	木造	25.00	不明	総務課	維持管理
■ 梶原消防団第5分団第1部消防屯所（後別当 351）					
消防屯所・格納庫	木造	81.00	平成 15 年	総務課	維持管理
■ 梶原消防団第5分団第2部消防屯所（上本村 465）					
消防屯所・格納庫	木造	68.00	平成 8 年	総務課	維持管理
■ 梶原消防団第5分団第3部消防屯所（永野 2116-7）					
消防屯所・格納庫	木造	48.00	平成 13 年	総務課	維持管理

※令和2年度（2020年度）固定資産台帳データより
※方針は個別施設計画等における方針



梶原町総合庁舎



梶原町防災拠点施設

(2) 町民文化系施設	
現状	● 川西路地区構造改善センターの管理は川西路部落が行い、施設の保険料等は町が負担している。 ● 若人交流館の管理は栲原町連合青年団が行い、施設の保険料等は町が負担している。 ● 西区生涯学習館の管理は西区が行い、施設の保険料等は町が負担している。
方針	● 原則全ての施設において、適切な維持管理による更新を管理方針とする。 ● 新設をやむを得ない場合は、単独施設での新設は行わないものとし、周辺施設との集約化・複合化等を行う。 ● 災害ハザードマップ内に位置する施設については、栲原町公共施設マネジメント委員会等にて、十分な協議・検討の上、必要な対応を行う。 ● 小規模な施設でコミュニティーセンター的に利用している施設は、地元住民との協働・連携による維持管理を進める。 ● 上成文化交流館について、現在の位置が土砂災害警戒区域内に位置していることから、建替え後、除却を行う。



栲原町生涯学習交流センター

(ゆすゆす)



（木の里文化伝承館）ゆすはら座

図表 5-2 町民文化系施設の状況

名称（所在地）	構造	延床面積 (㎡)	建築年	所属課	方針
■梶原町若人交流館（川西路 2100-1）					
梶原町若人交流館	木造	216.00	平成 7 年	生涯学習課	維持管理
■松原ふれあいセンター（松原 572）					
松原ふれあいセンター	木造	368.00	平成 5 年	保健福祉課	維持管理
■四万川交流センター（六丁 152）					
集会所	木造	473.00	平成 10 年	まちづくり推進課	維持管理
■梶原町川西路地区和田島構造改善センター（川西路 2352-1、2352-26）					
和田島センター	鉄筋コンクリート	424.00	平成 3 年	産業振興課	維持管理
■越知面地域交流センター（田野々1285）					
地域交流センター（1F）	木造	485.00	平成 16 年	総務課	維持管理
■四万川高齢者合宿施設（集会所）（下組 202-1）					
集会所	木造	150.00	平成 12 年	総務課	維持管理
■西区生涯学習館 三世代ふれあいの家（広野 167-5）					
西区生涯学習館	木造	371.00	平成 7 年	生涯学習課	維持管理
■上成文化交流館（上成 1213）					
交流施設（研修）	木造	906.00	平成 9 年	総務課	建替え等
■飯母元集会所（飯母）					
集会所	木造	170.00	不明	総務課	維持管理
■中平集会所（中平 327）					
集会所	木造	107.65	平成 31 年	総務課	維持管理
■梶原町生涯学習交流センター（ゆすゆす）（大蔵谷 1028）					
寄宿舍等	木造	1,684.22	令和 3 年	生涯学習課	維持管理
■（木の里文化伝承館）ゆすはら座（梶原 1496-1）					
ゆすはら座	木造	629.00	平成 7 年	生涯学習課	維持管理

※令和 2 年度（2020 年度）固定資産台帳データより

※方針は個別施設計画等における方針

(3) スポーツ・レクリエーション系施設	
現状	● 現在、太郎川公園再生計画に伴い、雲の上のホテル及びレストランは、建替えを実施しており、今後、リニューアルオープンの予定である。 ● 本町の公共施設の多くは木造の施設であり、これは『栲原町公共建築物における木材の利用の促進に関する方針』に基づき、地元木材を使用している状況である。しかし、木造である分、耐用年数が短く、また、本町の気象状況の影響を受け、劣化の進行も早いことが考えられるため、修繕等の対応を適切に実施する必要がある。 ● 指定管理者との施設管理に関する協定があり、日常的消耗品的なもの、例えば電球の取替交換等は、指定管理者にて行うが、構造躯体に関連する経費は、町側が負担する等施設ごとに設定している。施設によっては、全て指定管理者にて執り行うようになっていたが、十分な修繕等ができておらず、その後、一部町が負担するようになった。近年、老朽化等に伴う修繕が増加傾向にある。 ● 各体育館の利用については、スポーツ振興のほか、災害時の一時的な避難所としての利活用を進めている。
方針	● 原則全ての施設において、適切な維持管理による修繕及び更新を管理方針とする。 ● 栲原町公共施設マネジメント委員会等にて、十分な協議・検討の上、施設の更新を実施する。 ● 太郎川公園周辺には、本町の重要な観光施設である雲の上のホテル等が位置しているが、現在、建替えに向けた検討を行っており、今後、リニューアルオープンを予定している。新たに建設する雲の上のホテルやレストラン、道の駅の施設規模等について、太郎川公園再生検討委員会等にて検討を行っている。



雲の上の温泉



まちの駅「ゆすはら」

図表 5-3 スポーツ・レクリエーション系施設の状況

名称（所在地）	構造	延床面積 (㎡)	建築年	所属課	方針
■雲の上のギャラリー（太郎川 3799-3）					
梶原町地域交流センター	木造	445.00	平成 22 年	産業振興課	維持管理
■雲の上の温泉（太郎川 3799-3）					
交流促進施設	木造	1,306.18	平成 8 年	産業振興課	維持管理
温泉ポンプ小屋	木造	4.00	平成 8 年	産業振興課	維持管理
温泉ポンプ小屋 2	木造	12.00	平成 24 年	産業振興課	維持管理
ボイラー室	木造	22.00	平成 21 年	産業振興課	維持管理
ペレットボイラー	鉄筋コンクリート	9.00	平成 21 年	産業振興課	維持管理
サイロ囲い	木造	16.00	平成 21 年	産業振興課	維持管理
サイロ	鉄筋コンクリート	5.00	平成 21 年	産業振興課	維持管理
■雲の上のプール（太郎川 3710）					
健康増進施設	木造	1,604.43	平成 10 年	産業振興課	維持管理
■ライダーズ・イン・雲の上（太郎川 3710）					
交流宿泊施設	鉄筋コンクリート	589.26	平成 9 年	産業振興課	維持管理
交流宿泊施設・倉庫	木造	26.00	平成 9 年	産業振興課	維持管理
■滞在型カントリーハウス川西路（川西路 2167-4）					
滞在型カントリーハウス	木造	79.90	平成 8 年	総務課	維持管理
■滞在型カントリーハウス太郎川（太郎川）					
滞在型カントリーハウス	木造	88.45	平成 8 年	総務課	維持管理
■まちの駅「ゆすはら」（梶原 1196-1）					
梶原町観光交流センター	鉄筋コンクリート	1,132.00	平成 22 年	産業振興課	維持管理
■鷹取の家（下折渡 210）					
交流宿泊施設	木造	534.00	平成 7 年	産業振興課	維持管理
■藤の越（広野 636-1）					
旧喫茶店	木造	109.41	平成 6 年	生涯学習課	維持管理

※令和 2 年度（2020 年度）固定資産台帳データより

※方針は個別施設計画等における方針

名称（所在地）	構造	延床面積 (㎡)	建築年	所属課	方針
■ 栲原体育館（栲原 1212-2、1212-1）					
体育館	木造	736.00	平成 10 年	生涯学習課	維持管理
■ 栲原町健康増進センター（広野 636-1）					
健康増進施設	鉄筋コンクリート	1,344.52	平成元年	生涯学習課	維持管理
便所	木造	63.00	平成 13 年	生涯学習課	維持管理
■ 松原体育館（松原 275）					
体育館	木造	572.00	平成 9 年	総務課	維持管理
厨房施設	木造	31.00	平成 25 年	総務課	維持管理
■ 越知面体育館（田野々1285）					
体育館（2F）	木造	579.00	平成 16 年	総務課	維持管理

※令和2年度（2020年度）固定資産台帳データより
※方針は個別施設計画等における方針



栲原体育館



越知面体育館

(4) 社会教育系施設	
現状	栲原町立図書館（愛称：雲の上の図書館）は、平成 30 年度（2018 年度年度）に旧栲原小学校跡地に新設された施設であり、町内外から多くの来館者が訪れている。
方針	- 原則全ての施設において、適切な維持管理による修繕及び更新を管理方針とする。 - 栲原町公共施設マネジメント委員会等にて、十分な協議・検討の上、施設の更新を実施する。

図表 5-4 社会教育系施設の状況

名称（所在地）	構造	延床面積 (㎡)	建築年	所属課	方針
■栲原町立図書館（愛称：雲の上の図書館）（栲原 1212-2）					
栲原町立図書館	鉄骨造	1,938.31	平成 30 年	生涯学習課	維持管理
■栲原町歴史民俗資料館（栲原 1428-1、1428-2）					
民具館（旧役場庁舎）	木造	163.96	昭和 54 年	生涯学習課	維持管理
資料館	鉄筋コンクリート	662.37	昭和 52 年	生涯学習課	維持管理
資料館裏倉庫	木造	112.00	不明	総務課	維持管理
■旧掛橋和泉邸（吉村虎太郎邸跡）（栲原 1492-4）					
旧掛橋和泉邸	木造	139.00	不明	生涯学習課	維持管理

※令和 2 年度（2020 年度）固定資産台帳データより
※方針は個別施設計画等における方針



栲原町歴史民俗資料館
資料館



栲原町立図書館
（愛称：雲の上の図書館）

(5) 産業系施設	
現状	● 小水力発電所は、平成 20 年度（2008 年度）に建設され、保守管理委託により、適切な維持管理を行っている。また、取水口のゴミ詰まり等は、委託業者が、清掃等を行っている。 ● ゆすはらペレット工場は、平成 19 年度（2007 年度）に建設され、施設規模としては現状を維持する。維持管理については、指定管理者により、適切な維持管理を行っている。今後、灯油価格の下落等により、経営面に支障をきたす恐れがある。 ● BDF（バイオディーゼル燃料）製造プラントは、平成 21 年度（2009 年度）に建設され、BDF 製造者により、適切な維持管理を行っている。 ● 体験型モデル住宅（松原・下組）は、平成 21 年度（2009 年度）に建設され、施設としては現状を維持する。使用頻度は高いが、新設の追加予定はない。外壁等の修繕が必要となっており、平成 27 年度（2015 年度）及び平成 28 年度（2016 年度）において、修繕を実施した。
方針	● 施設の老朽化については、利用状況等を踏まえ、計画的な改修等の検討を行う。その際は、可能な限り、自主財源で当該費用を賄うため、施設の利用促進による利用料等自主財源の増加を目指す。 ● 日常的な維持管理については、指定管理先と連携し、施設運営を効率化させることで、コストの削減とサービスの向上を両立させる。



小水力発電所

図表 5-5 産業系施設の状況

名称（所在地）	構造	延床面積 (㎡)	建築年	所属課	方針
■小水力発電所（川西路 2370-4）					
小水力設備	鉄骨造	103.00	平成 21 年	環境整備課	維持管理
■ゆすはらペレット工場（広野 804-2）					
ペレット設備	鉄骨造	55.00	平成 20 年	環境整備課	維持管理
ペレット製造施設	木造	200.00	平成 19 年	環境整備課	維持管理
ペレット製品置場	木造	200.00	平成 19 年	環境整備課	維持管理
管理事務所	木造	12.00	平成 19 年	環境整備課	維持管理
屋根ポート	鉄骨造	100.00	平成 19 年	環境整備課	維持管理
渡り廊下	鉄骨造	28.00	平成 19 年	環境整備課	維持管理
■BDF 製造施設（川西路 1871-4）					
BDF 製造施設	木造	27.00	平成 22 年	環境整備課	維持管理
BDF 製造施設設備	鉄筋コンクリート	27.00	平成 22 年	環境整備課	維持管理
■地域活力センター（梶原 1426-2）					
地域活力センター	鉄筋コンクリート	1,491.00	平成 17 年	産業振興課	維持管理
■梶原町堆肥製造施設（土づくりセンター）（下西の川 493）					
作業棟	鉄骨造	1,250.00	平成 5 年	産業振興課	維持管理
製品倉庫	鉄骨造	900.00	平成 5 年	産業振興課	維持管理
管理棟	鉄骨造	24.00	平成 5 年	産業振興課	維持管理
休憩棟	木造	40.00	平成 5 年	産業振興課	維持管理
製品棟	鉄骨造	636.00	—	産業振興課	維持管理

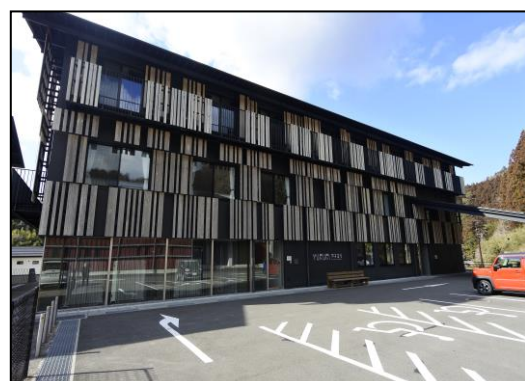
※令和 2 年度（2020 年度）固定資産台帳データより

※方針は個別施設計画等における方針

(6) 保健・福祉施設	
現状	● 栲原町複合福祉施設（YURURI ゆすはら）は、かつて存在し老朽化が著しかった総合福祉センターを除却し、平成 30 年度（2018 年度）に旧栲原小学校跡地に新設された施設である。 ● 保健福祉支援センターは、2 週間に一度は、職員が施設内部の点検確認を実施しており、点検表に記入している。 ● デイ・サービスセンター栲原ふじの家は、平成 30 年度（2018 年度）に社会福祉法人カルスト会へ譲渡を行った。なお、デイサービスの機能は、同年に栲原町複合福祉施設（YURURI ゆすはら）に移転している。 ● 松原ふれあいセンターは、施設内の一部で松原郵便局が営業を行っている。 ● 高齢者合宿施設等の施設は、小規模修繕は地元が実施し、大規模修繕は本町と協議を行うものとなっている。 ● 福祉の館は、指定管理者に委託している。
方針	● 現状の利用状況及び老朽化状況を適切に把握し、機能の低下等が見受けられる場合は、修繕を行い、現状維持を行う。



栲原町保健福祉支援センター



栲原町複合福祉施設
(YURURI ゆすはら)

図表 5-6 保健・福祉施設の状況

名称（所在地）	構造	延床面積 (㎡)	建築年	所属課	方針
■松原高齢者合宿施設（松原 571）					
合宿施設	木造	219.78	平成 11 年	総務課	維持管理
■永野高齢者合宿施設（永野 1910-1）					
合宿施設	木造	207.57	平成 13 年	保健福祉課	維持管理
■初瀬高齢者合宿施設（初瀬本村 111）					
住宅（高齢者合宿施設）	鉄骨造	119.24	平成 12 年	保健福祉課	維持管理
集会所・太陽光設備	鉄骨造	223.59	平成 12 年	保健福祉課	維持管理
■上本村高齢者合宿施設（上本村 152-1）					
交流センター	木造	218.29	平成 16 年	保健福祉課	維持管理
■西の川高齢者合宿施設（下西の川 199-1）					
合宿施設	木造	210.75	平成 15 年	保健福祉課	維持管理
■川井高齢者合宿施設（川井 6692）					
合宿施設	木造	135.96	平成 14 年	保健福祉課	維持管理
■神の山高齢者合宿施設（神の山 325）					
合宿施設	木造	64.21	平成 11 年	保健福祉課	維持管理
■福祉の館（梶原 1437）					
福祉の館	木造	234.20	平成 22 年	保健福祉課	維持管理
■梶原町保健福祉支援センター（川西路 2320-1）					
支援センター	鉄筋コンクリート	1,617.00	平成 8 年	保健福祉課	維持管理
■梶原町社会福祉協議会事務所（川西路 2321-1）					
梶原町社会福祉協議会事務所	木造	267.57	平成 29 年	保健福祉課	維持管理
■梶原町複合福祉施設（YURURI ゆすはら）（梶原 1212-2）					
梶原町複合福祉施設 （YURURI ゆすはら）	鉄骨造	2,758.61	平成 30 年	保健福祉課	維持管理

※令和 2 年度（2020 年度）固定資産台帳データより
※方針は個別施設計画等における方針

(7) 学校教育系施設									
現状	- 給食施設は、令和2年（2020年）に梶原学園敷地内に新共同調理場として建替えを行った。 - 飯母地区にある中学校教員住宅は、昭和63年（1988年）に建設されたものであり、令和5年度（2023年度）に建替えを行う予定である。 - 健康増進センターは、雨漏り等はあるが、現在、取り壊し等の予定はない。 - 学校施設の点検は、法定点検は専門業者に、それ以外は教職員が実施している。								
方針	- 学校教育系施設は、令和2年度（2020年度）において『梶原町学校施設等長寿命化計画』（以下、「学校長寿命化計画」という。）を策定しており、今後、学校長寿命化計画に基づき、適切な維持管理、修繕等を実施し、中長期的に利活用を行う。 - なお、学校長寿命化計画において、学校教育系施設については、以下の方針を定めている。 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">学校施設等個別施設計画基本方針</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基本方針1</td><td>定期的に点検・診断等を実施し、劣化状況や健全度を把握し、適切な維持管理を行う。</td></tr> <tr> <td>基本方針2</td><td>原則として、各公共施設等は、耐用年数まで安全に使用できるよう、予防保全の考え方を導入し、財政負担の軽減及び平準化を図ります。</td></tr> <tr> <td>基本方針3</td><td>長寿命化工事（大規模修繕工事等）の実施については、従来の耐用年数切れ等による建て替えの場合と比較して、LCC（ライフサイクルコスト、施設等の計画・設計・施工から、施設利用に係る光熱水費、維持管理、最終的な解体・廃棄までに要する費用の総額）の削減を図る。</td></tr> </tbody> </table>	学校施設等個別施設計画基本方針		基本方針1	定期的に点検・診断等を実施し、劣化状況や健全度を把握し、適切な維持管理を行う。	基本方針2	原則として、各公共施設等は、耐用年数まで安全に使用できるよう、予防保全の考え方を導入し、財政負担の軽減及び平準化を図ります。	基本方針3	長寿命化工事（大規模修繕工事等）の実施については、従来の耐用年数切れ等による建て替えの場合と比較して、LCC（ライフサイクルコスト、施設等の計画・設計・施工から、施設利用に係る光熱水費、維持管理、最終的な解体・廃棄までに要する費用の総額）の削減を図る。
学校施設等個別施設計画基本方針									
基本方針1	定期的に点検・診断等を実施し、劣化状況や健全度を把握し、適切な維持管理を行う。								
基本方針2	原則として、各公共施設等は、耐用年数まで安全に使用できるよう、予防保全の考え方を導入し、財政負担の軽減及び平準化を図ります。								
基本方針3	長寿命化工事（大規模修繕工事等）の実施については、従来の耐用年数切れ等による建て替えの場合と比較して、LCC（ライフサイクルコスト、施設等の計画・設計・施工から、施設利用に係る光熱水費、維持管理、最終的な解体・廃棄までに要する費用の総額）の削減を図る。								

図表 5-7 学校教育系施設の状況

名称（所在地）	構造	延床面積 (㎡)	建築年	所属課	方針
■ 梶原小学校（川西路 2370）					
校舎	鉄筋コンクリート	3,065.00	平成 23 年	生涯学習課	維持管理
■ 梶原中学校（川西路 2370）					
校舎	鉄筋コンクリート	2,586.00	昭和 45 年	生涯学習課	維持管理
寄宿舍	鉄筋コンクリート	954.00	昭和 45 年	生涯学習課	維持管理
屋内運動場	鉄骨造	1,127.00	昭和 47 年	生涯学習課	維持管理
南寮舎	鉄筋コンクリート	559.00	昭和 57 年	生涯学習課	維持管理
倉庫	木造	11.00	昭和 57 年	生涯学習課	維持管理
武道館	鉄筋コンクリート	377.00	昭和 58 年	生涯学習課	維持管理
便所（棟）	木造	21.00	平成 9 年	生涯学習課	維持管理
倉庫	木造	20.00	平成 20 年	生涯学習課	維持管理
■ 梶原共同調理場（川西路 2370-3）					
給食室（棟）	鉄筋コンクリート	577.51	昭和 58 年	生涯学習課	維持管理
車庫	木造	38.88	昭和 58 年	生涯学習課	維持管理
給食室（棟）	鉄骨造	877.50	令和 2 年	生涯学習課	維持管理
■ 飯母教員住宅（飯母 2880-1）					
住宅（1 棟 6 戸）	木造	240.00	平成 14 年	生涯学習課	維持管理
■ へき地教員住宅（飯母 2854-5）					
住宅	木造	109.00	昭和 63 年	生涯学習課	維持管理
住宅	木造	83.00	昭和 63 年	生涯学習課	維持管理

※令和 2 年度（2020 年度）固定資産台帳データより

※方針は個別施設計画等における方針

(8) 子育て支援施設	
現状	● 栲原こども園は、平成 13 年（2001 年）に建設を行い、現在は幼保連携型の認定こども園として運営している。 ● 建設以降、本施設に町内にあった幼稚園・保育所の統合等を行った（平成 17 年（2005 年）：西川幼稚園を統合、平成 22 年（2010 年）：若草保育所と一体化、平成 23 年（2011 年）：越知面幼稚園を統合、平成 25 年（2013 年）：四万川幼稚園を統合、平成 27 年（2015 年）：幼保連携型認定こども園「栲原こども園」となる）。 ● 利用者の増加等に伴い、平成 22 年度（2010 年度）に一部増築を行った。 ● 現在、満 1 歳から 5 歳までの幼児を受け入れており、保育料及び給食費は無料となっている。 ● 本町の地形は、周辺が豊かな山々と清流に囲まれており、また、先人たちが築いてきた栲原人の育成を目指した教育を進めている。 ● 本施設の周辺には、栲原高校と栲原学園が位置しており、両校との交流事業や連携事業をはじめ、地域ぐるみの教育を行っている。
方針	● 現状の利用状況及び老朽化状況を適切に把握し、機能の低下等が見受けられる場合は、修繕を行い、現状維持を行う。

図表 5-8 子育て支援施設の状況

名称（所在地）	構造	延床面積 (㎡)	建築年	所属課	方針
■栲原こども園/栲原町高齢者ふれあいサロン（栲原 1212-2）					
栲原こども園/ふれあいサロン	木造	1,036.80	平成 13 年	生涯学習課	維持管理
栲原こども園倉庫	木造	15.00	平成 13 年	生涯学習課	維持管理

※令和 2 年度（2020 年度）固定資産台帳データより
※方針は個別施設計画等における方針



栲原こども園/

栲原町高齢者ふれあいサロン

(9) 公営住宅	
現状	● 本町の公営住宅は、昭和 55 年（1980 年）以降に建設されたもののみとなり、安全性の確認が行われており、耐震性に問題はないものと考えられる。 ● ただし、平成 14 年（2002 年）以前に建築された住宅については、室内の手すりや段差解消等、高齢の入居者に対するバリアフリー等の対応が未整備である。 ● 令和 2 年度（2020 年度）から団地ごとに給湯設備をエコキュートに入れ替え、また、ガラス戸をペアガラスに更新するなど、入居者にとって暮らしやすい住宅を目指している。 ● 公営住宅への入居は、年 4 回の募集に対し、選考委員会を開いて決定している。
方針	● 今後、適切な維持管理や修繕等を実施し、中長期的に利活用を行うため、『梶原町公営住宅等長寿命化計画』に基づき対応を行う。なお、公営住宅等長寿命化計画では、施設に関する方針として、以下の方針を定めている。 ①ストックの状態の把握及び日常的な維持管理の方針 ・ 定期点検の実施 ・ 事後保全から予防保全に転換し、建物の長寿命化のために必要な構造体の保護、保全については、「時間計画保全」を行う。 ・ 保全の水準は、「国家機関の建築物及びその附帯施設の保全に関する基準」（平成 17 年（2005 年）5 月 27 日、国土交通省告示第 551 号）を準用する。 ②長寿命化及びライフサイクルコストの縮減に関する方針 建物を長寿命化し、ライフサイクルコストを縮減するためには、建物の物理的な劣化を防止すると共に、居住水準等の機能的な劣化を防止することも重要であり、次にその方針を示す。 【定期的な維持修繕対応】 外壁材及び屋根材について、定期点検を行い、破損・腐食箇所を早急に改修することにより、構造材の劣化を防ぎ、長寿命化を図る。 【高齢化社会への対応】 高齢化率は年々増加し、世帯員に高齢者のいる世帯や高齢者のみで構成されている世帯も増加している。このため、段差の解消や手すりの設置、浴室の改修等の高齢化対応を行う。

図表 5-9 公営住宅の状況

名称（所在地）	構造	延床面積 (㎡)	建築年	所属課	方針
■下西の川住宅（下西の川 181、下西の川 172）					
住宅（1 棟 2 戸）（1・2 号）	木造	79.00	平成 11 年	総務課	維持管理
住宅（1 棟 2 戸）（3・4 号）	木造	79.00	平成 11 年	総務課	維持管理
住宅（1 棟 2 戸）（5・6 号）	木造	79.00	平成 12 年	総務課	維持管理

※令和 2 年度（2020 年度）固定資産台帳データより
※方針は個別施設計画等における方針

名称（所在地）	構造	延床面積 (㎡)	建築年	所属課	方針
■六丁旧教員住宅（元四万川保健衛生相談所）（六丁 185）					
住宅	木造	51.00	昭和 56 年	総務課	維持管理
■松原旧教員住宅（松原 275）					
住宅	木造	39.70	平成 5 年	総務課	維持管理
住宅	木造	39.70	平成 5 年	総務課	維持管理
住宅	木造	39.70	平成 5 年	総務課	維持管理
■六丁旧教員住宅（六丁 185）					
住宅（二階）（1 号・2 号）	木造	63.20	平成 9 年	総務課	維持管理
住宅（平屋）（1 号・2 号）	木造	44.72	平成 9 年	総務課	維持管理
住宅（平屋）（3 号）	木造	39.00	平成 10 年	総務課	維持管理
■越知面旧教員住宅（田野々1256）					
住宅（平家）（1・2 号）	木造	80.00	平成 12 年	総務課	維持管理
■飯母公営住宅 1 号棟（飯母 2862）					
飯母公営住宅	木造	310.48	平成 14 年	総務課	維持管理
■飯母公営住宅 2 号棟（飯母 2863）					
飯母公営住宅	木造	156.70	平成 14 年	総務課	維持管理
■飯母公営住宅 3 号棟（飯母 2863）					
飯母公営住宅	木造	310.48	平成 16 年	総務課	維持管理
■飯母公営住宅 4 号棟（飯母 2859-1）					
飯母公営住宅	木造	155.32	平成 16 年	総務課	維持管理
■飯母公営住宅 5 号棟（飯母 2880-1）					
飯母公営住宅	木造	156.70	平成 15 年	総務課	維持管理
■飯母公営住宅 6 号棟（飯母 2863）					
飯母公営住宅	木造	310.46	平成 15 年	総務課	維持管理

※令和 2 年度（2020 年度）固定資産台帳データより

※方針は個別施設計画等における方針

名称（所在地）	構造	延床面積 (㎡)	建築年	所属課	方針
■飯母公営住宅 7号棟（飯母 2859-1）					
飯母公営住宅	木造	157.32	平成 15 年	総務課	維持管理
■田野々第二団地（田野々2633）					
住宅 1	木造	78.50	平成 7 年	総務課	維持管理
住宅 2	木造	78.50	平成 7 年	総務課	維持管理
■上成公営住宅（上成 1203-1）					
住宅 1	木造	81.13	平成 8 年	総務課	維持管理
住宅 2	木造	81.13	平成 8 年	総務課	維持管理
住宅 3	木造	81.13	平成 9 年	総務課	維持管理
住宅 4	木造	81.13	平成 9 年	総務課	維持管理
■飯母少子化住宅（飯母 2883）					
住宅	木造	247.28	平成 11 年	総務課	維持管理
■六丁第 2 住宅（六丁 162-1）					
住宅 1	木造	81.14	平成 11 年	総務課	維持管理
住宅 2	木造	81.14	平成 11 年	総務課	維持管理
■大蔵谷第 2 住宅（大蔵谷 942）					
住宅 1	木造	81.15	平成 12 年	総務課	維持管理
住宅 2	木造	81.15	平成 12 年	総務課	維持管理
住宅 3	木造	81.15	平成 13 年	総務課	維持管理
住宅 4	木造	81.15	平成 13 年	総務課	維持管理
■川西路住吉住宅（川西路 2163-1）					
公営住宅 1 号棟	木造	360.80	平成 15 年	総務課	維持管理
公営住宅 2 号棟	木造	83.53	平成 15 年	総務課	維持管理

※令和 2 年度（2020 年度）固定資産台帳データより
※方針は個別施設計画等における方針

名称（所在地）	構造	延床面積 (㎡)	建築年	所属課	方針
■（独身者住宅）雲の上のハイツ（川西路 2100-1、川西路 2103）					
住宅 A 棟	木造	98.67	平成 7 年	総務課	維持管理
住宅 B 棟	木造	97.47	平成 7 年	総務課	維持管理
住宅 C 棟	木造	94.87	平成 8 年	総務課	維持管理
住宅 D 棟	木造	124.45	平成 8 年	総務課	維持管理
住宅 E 棟	木造	180.52	平成 8 年	総務課	維持管理
■田野々ふるさと住宅 1（田野々2663、田野々2665）					
分散住宅 1	木造	81.15	平成 6 年	総務課	維持管理
分散住宅 2	木造	81.15	平成 6 年	総務課	維持管理
分散住宅 3、4	木造	158.16	平成 6 年	総務課	維持管理
■田野々ふるさと住宅 2（田野々2633）					
住宅 6	木造	80.90	平成 7 年	総務課	維持管理
住宅 7	木造	80.90	平成 7 年	総務課	維持管理
■大蔵谷ふるさと住宅（大蔵谷 1108-1）					
住宅	木造	80.90	平成 7 年	総務課	維持管理
■雲の上のハイツ（川西路 2097）					
住宅	木造	247.28	平成 11 年	総務課	維持管理
■町営住宅（飯母 5）（飯母 2839-2）					
住宅	木造	87.12	昭和 55 年	総務課	維持管理
■四万川高齢者合宿施設（住宅）（下組 202-1）					
住宅	木造	272.05	平成 12 年	総務課	維持管理

※令和 2 年度（2020 年度）固定資産台帳データより
※方針は個別施設計画等における方針

名称（所在地）	構造	延床面積 (㎡)	建築年	所属課	方針
■第2種 大蔵谷公営住宅（大蔵谷 1038、大蔵谷 1110-1）					
住宅 A棟 1号	木造	60.34	昭和 60 年	総務課	維持管理
住宅 2号	木造	60.34	昭和 60 年	総務課	維持管理
住宅 B棟 1号	木造	60.34	昭和 60 年	総務課	維持管理
住宅 2号	木造	60.34	昭和 60 年	総務課	維持管理
住宅 C棟 1号	木造	60.34	昭和 60 年	総務課	維持管理
住宅 2号	木造	60.34	昭和 60 年	総務課	維持管理
■川西路 公営住宅（I種）（川西路 2293-1）					
住宅 1	木造	71.49	平成 2 年	総務課	維持管理
住宅 2	木造	71.49	平成 2 年	総務課	維持管理
住宅 3	木造	71.49	平成 2 年	総務課	維持管理
住宅 4	木造	71.49	平成 2 年	総務課	維持管理
■飯母第4住宅（飯母 2854-5、飯母 2856）					
住宅 19	木造	72.02	平成 4 年	総務課	維持管理
住宅 20	木造	72.02	平成 4 年	総務課	維持管理
住宅 21	木造	72.02	平成 4 年	総務課	維持管理
住宅 22	木造	72.02	平成 4 年	総務課	維持管理
住宅 23	木造	72.02	平成 4 年	総務課	維持管理
住宅 24	木造	72.02	平成 4 年	総務課	維持管理
■六丁住宅（六丁 264-1）					
住宅 1	木造	84.62	平成 5 年	総務課	維持管理
住宅 2	木造	84.62	平成 5 年	総務課	維持管理
■松原住宅（松原 570）					
住宅 1	木造	80.74	平成 6 年	総務課	維持管理
住宅 2	木造	80.74	平成 6 年	総務課	維持管理

※令和2年度（2020年度）固定資産台帳データより
※方針は個別施設計画等における方針

名称（所在地）	構造	延床面積 (㎡)	建築年	所属課	方針
■ 田野々第 1 団地（田野々2665）					
住宅 1	木造	74.52	平成 5 年	総務課	維持管理
住宅 2	木造	74.52	平成 5 年	総務課	維持管理
住宅 3	木造	74.52	平成 5 年	総務課	維持管理
住宅 4	木造	74.52	平成 5 年	総務課	維持管理
住宅 5	木造	80.74	平成 6 年	総務課	維持管理
住宅 6	木造	80.74	平成 6 年	総務課	維持管理
■ 富永住宅（富永 394）					
住宅 1	木造	80.74	平成 6 年	総務課	維持管理
住宅 2	木造	80.74	平成 6 年	総務課	維持管理
住宅 3	木造	78.50	平成 7 年	総務課	維持管理
住宅 4	木造	78.50	平成 7 年	総務課	維持管理
■ 若者定住住宅 1 号（久保谷 744）					
若者定住住宅	木造	79.00	平成 11 年	総務課	維持管理
■ 若者定住住宅 2 号（田野々1325-2）					
若者定住住宅	木造	79.00	平成 11 年	総務課	維持管理
■ 若者定住住宅 3 号（仲洞 4721-1）					
若者定住住宅	木造	79.00	平成 12 年	総務課	維持管理
■ 若者定住住宅 5 号（川西路 2070）					
若者定住住宅	木造	79.00	平成 13 年	総務課	維持管理
■ 若者定住住宅 6 号（神在居 4164）					
若者定住住宅	木造	79.00	平成 13 年	総務課	維持管理
■ 若者定住住宅 7 号（上本村 1035）					
若者定住住宅	木造	77.00	平成 14 年	総務課	維持管理

※令和 2 年度（2020 年度）固定資産台帳データより
※方針は個別施設計画等における方針

名称（所在地）	構造	延床面積 (㎡)	建築年	所属課	方針
■若者定住住宅 8 号（田野々2289）					
若者定住住宅	木造	77.00	平成 14 年	総務課	維持管理
■若者定住住宅 9 号（広野 165）					
若者定住住宅	木造	79.00	平成 15 年	総務課	維持管理
■若者定住住宅 10 号（豊原 6565-2）					
若者定住住宅	木造	78.00	平成 15 年	総務課	維持管理
■若者定住住宅 11 号（梶原 1138）					
若者定住住宅	木造	79.00	平成 16 年	総務課	維持管理
■若者定住住宅 13 号（松谷 412）					
若者定住住宅	木造	75.00	平成 16 年	総務課	維持管理
■若者定住住宅 14 号（下本村 543）					
若者定住住宅	木造	77.00	平成 16 年	総務課	維持管理
■若者定住住宅 15 号（上本村 139）					
若者定住住宅	木造	79.00	平成 16 年	総務課	維持管理
■若者定住住宅 17 号（梶原 1173-2）					
若者定住住宅	木造	79.00	平成 17 年	総務課	維持管理
■若者定住住宅 18 号（梶原 1444-11、梶原 1444-14）					
若者定住住宅	木造	79.00	平成 17 年	総務課	維持管理
■南町住宅（元県職員住宅）（梶原 1357）					
住宅	鉄筋コンクリート	387.30	昭和 60 年	総務課	維持管理
■田野々郵便局横住宅（田野々1314）					
住宅	木造	80.90	平成 7 年	総務課	維持管理

※令和 2 年度（2020 年度）固定資産台帳データより
※方針は個別施設計画等における方針

名称（所在地）	構造	延床面積 (㎡)	建築年	所属課	方針
■大蔵谷第4住宅（大蔵谷1051-2）					
住宅1	木造	45.03	平成26年	総務課	維持管理
住宅2	木造	45.03	平成26年	総務課	維持管理
住宅3	木造	45.03	平成26年	総務課	維持管理
住宅4	木造	45.03	平成26年	総務課	維持管理
住宅5	木造	45.03	平成26年	総務課	維持管理
住宅6	木造	45.03	平成26年	総務課	維持管理
■三嶋崎ハイツ（大蔵谷1040）					
住宅（1棟12戸）	鉄筋コンクリート	999.48	平成8年	総務課	維持管理
■移住定住交流拠点施設（シェアハウスおちめん）（田野々1260）					
移住定住促進住宅	木造	217.79	平成28年	まちづくり推進課	維持管理
■飯母移住定住促進住宅（飯母2880-1）					
移住定住促進住宅	木造	309.00	平成27年	まちづくり推進課	維持管理
■移住定住雇用促進住宅（竹の藪クラフトA棟）（竹の藪13）					
移住定住雇用促進住宅	木造	277.86	平成28年	まちづくり推進課	維持管理
■移住定住雇用促進住宅（竹の藪クラフトB棟）（竹の藪13）					
移住定住雇用促進住宅	木造	277.86	平成28年	まちづくり推進課	維持管理
■移住定住雇用促進住宅（竹の藪クラフトC棟）（竹の藪13）					
移住定住雇用促進住宅	木造	277.86	平成29年	まちづくり推進課	維持管理
■移住定住雇用促進住宅（竹の藪クラフトD棟）（竹の藪13）					
移住定住雇用促進住宅	木造	277.86	平成29年	まちづくり推進課	維持管理
■移住定住雇用促進住宅（竹の藪クラフトE棟）（竹の藪13）					
移住定住雇用促進住宅	木造	277.86	平成30年	まちづくり推進課	維持管理
■移住定住雇用促進住宅（竹の藪クラフトF棟）（竹の藪13）					
移住定住雇用促進住宅	木造	277.86	平成30年	まちづくり推進課	維持管理

※令和2年度（2020年度）固定資産台帳データより
※方針は個別施設計画等における方針

名称（所在地）	構造	延床面積 (㎡)	建築年	所属課	方針
■下組モデル住宅（下組 202）					
環境に配慮した体験型モデル住宅	木造	99.00	平成 22 年	環境整備課	維持管理
■松原モデル住宅（松原 572）					
環境に配慮した体験型モデル住宅	木造	107.00	平成 22 年	環境整備課	維持管理

※令和 2 年度（2020 年度）固定資産台帳データより
※方針は個別施設計画等における方針

移住定住者支援住宅について

本町は、空家を改修し、移住定住者支援住宅として、本町に移住又は定住の意思のある方に向けて整備を行っています。移住定住者支援住宅は、借り入れてから 10 年若しくは 12 年後に、所有者に返還するため、本町の財産として管理は行っていません。ただし、返還までの期間は、本町の管理下にあるため、ここでは一覧表として掲載します。なお、期間限定であるため、本計画 26 ページ（図表 3-18 公共施設等全体の更新費用推計）等には、延床面積及び更新費用は含んでいません。

図表 5-10 移住定住者支援住宅一覧

名称（所在地）	構造	延床面積 (㎡)	建築年	所属課
■梶原町移住定住者支援住宅（田野々1）（田野々1600）				
移住定住促進住宅	木造	110.00	—	まちづくり推進課
■梶原町移住定住者支援住宅（中の川1）（中の川375）				
移住定住促進住宅	木造	99.00	—	まちづくり推進課
■梶原町移住定住者支援住宅（広野1）（広野76-1）				
移住定住促進住宅	木造	45.00	—	まちづくり推進課
■梶原町移住定住者支援住宅（下本村1）（下本村558-1）				
移住定住促進住宅	木造	66.00	—	まちづくり推進課
■梶原町移住定住者支援住宅（永野1）（永野2012-2）				
移住定住促進住宅	木造	78.00	—	まちづくり推進課
■梶原町移住定住者支援住宅（仲間1）（仲間123）				
移住定住促進住宅	木造	57.00	—	まちづくり推進課
■梶原町移住定住者支援住宅（横貝1）（横貝203）				
移住定住促進住宅	木造	73.00	—	まちづくり推進課
■梶原町移住定住者支援住宅（田野々2）（田野々692）				
移住定住促進住宅	木造	51.00	—	まちづくり推進課
■梶原町移住定住者支援住宅（大蔵谷1）（大蔵谷1043-1）				
移住定住促進住宅	木造	76.00	—	まちづくり推進課

※令和3年度（2021年度）12月末時点

名称（所在地）	構造	延床面積 (㎡)	建築年	所属課
■梶原町移住定住者支援住宅（大蔵谷 2）（大蔵谷 1093-1）				
移住定住促進住宅	木造	120.00	—	まちづくり推進課
■梶原町移住定住者支援住宅（下西の川 1）（下西の川 552-1）				
移住定住促進住宅	木造	110.00	—	まちづくり推進課
■梶原町移住定住者支援住宅（飯母 1）（飯母 2817-1）				
移住定住促進住宅	木造	47.00	—	まちづくり推進課
■梶原町移住定住者支援住宅（竹の藪 1）（竹の藪 797）				
移住定住促進住宅	木造	81.00	—	まちづくり推進課
■梶原町移住定住者支援住宅（広野 2）（広野 150-1）				
移住定住促進住宅	木造	69.00	—	まちづくり推進課
■梶原町移住定住者支援住宅（下西の川 2）（下西の川 749-1）				
移住定住促進住宅	木造	78.00	—	まちづくり推進課
■梶原町移住定住者支援住宅（田野々3-1）（田野々1270）				
移住定住促進住宅	木造	78.00	—	まちづくり推進課
■梶原町移住定住者支援住宅（田野々3-2）（田野々1270）				
移住定住促進住宅	木造	85.00	—	まちづくり推進課
■梶原町移住定住者支援住宅（田野々4）（田野々2295、2299）				
移住定住促進住宅	木造	94.00	—	まちづくり推進課
■梶原町移住定住者支援住宅（宮野々1）（宮野々75-1）				
移住定住促進住宅	木造	34.00	—	まちづくり推進課
■梶原町移住定住者支援住宅（広野 3）（広野 156-1）				
移住定住促進住宅	木造	46.00	—	まちづくり推進課
■梶原町移住定住者支援住宅（竹の藪 2）（竹の藪 256-2）				
移住定住促進住宅	木造	55.00	—	まちづくり推進課
■梶原町移住定住者支援住宅（井の谷 1）（井の谷 1326）				
移住定住促進住宅	木造	83.00	—	まちづくり推進課

※令和 3 年度（2021 年度）12 月末時点

名称（所在地）	構造	延床面積 (㎡)	建築年	所属課
■梶原町移住定住者支援住宅（永野 2）（永野 507）				
移住定住促進住宅	木造	92.00	—	まちづくり推進課
■梶原町移住定住者支援住宅（竹の藪 3）（竹の藪 128-1）				
移住定住促進住宅	木造	73.00	—	まちづくり推進課
■梶原町移住定住者支援住宅（下本村 2）（下本村 460）				
移住定住促進住宅	木造	79.00	—	まちづくり推進課
■梶原町移住定住者支援住宅（下組 1）（下組 300）				
移住定住促進住宅	木造	96.00	—	まちづくり推進課
■梶原町移住定住者支援住宅（下組 2）（下組 301）				
移住定住促進住宅	木造	107.00	—	まちづくり推進課
■梶原町移住定住者支援住宅（大蔵谷 3）（大蔵谷 1096-2）				
移住定住促進住宅	木造	124.00	—	まちづくり推進課
■梶原町移住定住者支援住宅（広野 4）（広野 48）				
移住定住促進住宅	木造	113.00	—	まちづくり推進課
■梶原町移住定住者支援住宅（川口 1）（川口 5975）				
移住定住促進住宅	木造	103.60	—	まちづくり推進課
■梶原町移住定住者支援住宅（上成 1）（上成 1447）				
移住定住促進住宅	木造	115.31	—	まちづくり推進課
■梶原町移住定住者支援住宅（川口 2）（川口 5747）				
移住定住促進住宅	木造	28.06	—	まちづくり推進課
■梶原町移住定住者支援住宅（坪野田 1）（坪野田 242、243）				
移住定住促進住宅	木造	41.41	—	まちづくり推進課
■梶原町移住定住者支援住宅（川西路 1）（川西路 2367）				
移住定住促進住宅	木造	62.29	—	まちづくり推進課
■梶原町移住定住者支援住宅（川西路 2）（川西路 1985-1）				
移住定住促進住宅	木造	82.73	—	まちづくり推進課

※令和 3 年度（2021 年度）12 月末時点

名称（所在地）	構造	延床面積 (㎡)	建築年	所属課
■梶原町移住定住者支援住宅（広野 5）（広野 162）				
移住定住促進住宅	木造	68.73	—	まちづくり推進課
■梶原町移住定住者支援住宅（仲間 2）（仲間 170）				
移住定住促進住宅	木造	113.54	—	まちづくり推進課
■梶原町移住定住者支援住宅（太郎川 1）（太郎川 3516-1）				
移住定住促進住宅	木造	77.76	—	まちづくり推進課
■梶原町移住定住者支援住宅（横貝 2）（横貝 416）				
移住定住促進住宅	木造	96.20	—	まちづくり推進課
■梶原町移住定住者支援住宅（下本村 3）（下本村 671-2）				
移住定住促進住宅	木造	59.70	—	まちづくり推進課
■梶原町移住定住者支援住宅（川西路 3）（川西路 2311-2）				
移住定住促進住宅	木造	53.90	—	まちづくり推進課
■梶原町移住定住者支援住宅（広野 6）（広野 1220）				
移住定住促進住宅	木造	54.79	—	まちづくり推進課
■梶原町移住定住者支援住宅（広野 7）（広野 69）				
移住定住促進住宅	木造	71.85	—	まちづくり推進課
■梶原町移住定住者支援住宅（川西路 4）（川西路 2146）				
移住定住促進住宅	木造	87.98	—	まちづくり推進課
■梶原町移住定住者支援住宅（梶原 1）（梶原 1582-9）				
移住定住促進住宅	木造	134.75	—	まちづくり推進課
■梶原町移住定住者支援住宅（後別当 1）（後別当 452-1）				
移住定住促進住宅	木造	88.61	—	まちづくり推進課
■梶原町移住定住者支援住宅（下西の川 3）（下西の川 556）				
移住定住促進住宅	木造	123.70	—	まちづくり推進課
■梶原町移住定住者支援住宅（上成 2）（上成 1280）				
移住定住促進住宅	木造	83.72	—	まちづくり推進課

※令和 3 年度（2021 年度）12 月末時点

名称（所在地）	構造	延床面積 (㎡)	建築年	所属課
■梶原町移住定住者支援住宅（川西路 5）（川西路 2312-6）				
移住定住促進住宅	木造	120.07	—	まちづくり推進課
■梶原町移住定住者支援住宅（中平 1）（中平 333）				
移住定住促進住宅	木造	69.53	—	まちづくり推進課

※令和 3 年度（2021 年度）12 月末時点

(10) 公園	
現状	● 歴史のふるさと太郎川公園周辺は、太郎川公園再生計画に基づき、整備を行う。
方針	● 原則全ての施設において、適切な維持管理による修繕及び更新を基本方針とする。

図表 5-11 公園の状況

名称(所在地)	構造	延床面積 (㎡)	建築年	所属課	方針
■ 歴史のふるさと太郎川公園 (太郎川公園内)					
公衆トイレ	木造	52.00	平成 22 年	産業振興課	維持管理
研修施設	木造	151.62	平成 5 年	産業振興課	維持管理
講習・休憩(食堂)	木造	110.52	昭和 61 年	産業振興課	維持管理
わらぶき農家	木造	63.06	昭和 59 年	産業振興課	維持管理
かやぶき講習館	木造	54.65	昭和 61 年	産業振興課	維持管理
土蔵	木造	39.74	昭和 61 年	産業振興課	維持管理
休憩所(北山)	木造	13.24	昭和 61 年	産業振興課	維持管理
休憩所(山頂)	木造	13.24	昭和 61 年	産業振興課	維持管理
休憩所(林内)	木造	12.96	昭和 61 年	産業振興課	維持管理
ふるさと市場	木造	63.00	昭和 62 年	産業振興課	維持管理
ふるさと市場(大)	木造	38.00	昭和 62 年	産業振興課	維持管理
研修施設	木造	312.00	昭和 60 年	産業振興課	維持管理
水車小屋	木造	19.87	昭和 60 年	産業振興課	維持管理
茶堂	木造	9.94	昭和 60 年	産業振興課	維持管理
キャンプ場炊飯場	木造	30.00	—	産業振興課	維持管理
キャンプ場東屋	木造	23.00	—	産業振興課	維持管理
物置	鉄筋コンクリート	16.00	—	産業振興課	維持管理

※令和2年度(2020年度)固定資産台帳データより

※方針は個別施設計画等における方針

(11) その他施設	
現状	● 旧上成小学校に繊維工場として貸し出していた施設は、平成 30 年（2018 年）に一部取り壊しを行った。 ● 旧越知面幼稚園は、平成 27 年度（2015 年度）よりシェアハウスとして利活用している。 ● 旧梶原小学校は、平成 28 年度（2016 年度）に取り壊しを行い、跡地に梶原町立図書館及び梶原町複合福祉施設の建設を行った。 ● 旧四万川小学校は、令和 2 年度に原子力災害に備えた避難所として活用するため、気密化を高める修繕工事を行った。なお、厨房については、地域活動においても利活用されている。 ● 旧四万川小学校及び旧西川小学校体育館は、地域住民に利活用されている。 ● 旧梶原若草保育所は、集落活動センターゆすはら東として利活用されている。 ● 旧越知面小学校は、集落活動センターおちめんにより、宿泊活動施設 遊友館として利活用されている。 ● 旧四万川幼稚園は、集落活動センター四万川により、セレモニーホール三養として利活用されている。
方針	● 現状の利用状況及び老朽化状況を適切に把握し、本町の施策等に資する施設として、利活用や機能集約等を積極的に検討し、修繕等を行う。ただし、検討の結果、利用が見込めない施設又は老朽化が著しく危険と判断された施設については、解体等を行う。

図表 5-12 その他施設の状況

名称（所在地）	構造	延床面積 (㎡)	建築年	所属課	方針
■旧梶原小学校（梶原 1212-1、1212-2、1242）					
倉庫	木造	26.50	昭和 62 年	生涯学習課	維持管理
■旧越知面小学校（遊友館）（田野々1256、1285）					
校舎	鉄筋コンクリート	1,422.68	昭和 61 年	まちづくり推進課	維持管理
体育倉庫	木造	53.00	昭和 61 年	総務課	維持管理
■旧西川小学校（西川体育館）（竹の藪 13）					
体育館	木造	313.00	平成 12 年	総務課	維持管理
■旧四万川小学校（富永 5、438、438-3）					
クラブハウス	木造	43.00	昭和 60 年	総務課	維持管理
校舎・幼稚園舎	鉄筋コンクリート	1,749.00	昭和 61 年	総務課	維持管理

※令和 2 年度（2020 年度）固定資産台帳データより

※方針は個別施設計画等における方針

名称（所在地）	構造	延床面積 (㎡)	建築年	所属課	方針
■旧四万川小学校体育館（富永 438）					
体育館	鉄筋コンクリート	628.00	昭和 61 年	総務課	維持管理
■旧四万川幼稚園（富永 438）					
幼稚園舎	木造	203.00	昭和 63 年	総務課	維持管理
■旧梶原若草保育所（梶原 1437）					
集落活動センターゆすはら東	木造	676.26	平成 2 年	総務課	維持管理
■梶原町立松原へき地保育所（松原 285）					
へき地保育所	木造	110.10	平成元年	総務課	維持管理
■元担当区事務所（川西路 2301）					
住宅	木造	70.98	昭和 52 年	総務課	維持管理
物置①	木造	5.00	昭和 52 年	総務課	維持管理
物置	木造	11.40	昭和 52 年	総務課	維持管理
車庫	木造	17.70	昭和 52 年	総務課	維持管理
■農村広場公衆トイレ（広野 657-1）					
公衆トイレ	木造	44.00	—	生涯学習課	維持管理
■葎ヶ峠公衆トイレ（井高 975-2）					
公衆トイレ	木造	30.43	平成 26 年	産業振興課	維持管理
■車庫(元梶原中スクールバス車庫)（梶原 1629-1）					
バス車庫	コンクリートブロック	148.00	不明	総務課	維持管理
■雲の上のホテル（太郎川公園内）					
コテージE	木造	33.00	平成 5 年	産業振興課	維持管理
■梶原あんしん光ネット（梶原 1428-1）					
梶原センター	木造	32.29	平成 21 年	総務課	維持管理
■梶原あんしん光ネット（六丁 115-1）					
六丁センター	木造	10.92	平成 21 年	総務課	維持管理
■梶原あんしん光ネット（中平 221-2）					
中平センター	木造	10.92	平成 21 年	総務課	維持管理

※令和 2 年度（2020 年度）固定資産台帳データより

※方針は個別施設計画等における方針

2. 土木系公共施設

(1) 道路

図表 5-13 道路の状況

区分	実延長 (m)	道路部面積 (㎡)	備考
町道	308,025.71	1,028,503.98	道路台帳 令和3年3月31日時点
林道	180,163.60	749,100.80	
農道	35,234.00	114,784.00	

(2) 橋梁

図表 5-14 橋梁（町道）の状況

区分	実延長 (m)	道路部面積 (㎡)	備考
PC 橋	204.30	769.50	町道 令和3年3月31日時点
RC 橋	1,079.30	3,692.47	
鋼橋	866.80	3,378.79	
木橋	132.40	505.84	
計	2,282.80	8,346.6	

図表 5-15 橋梁（林道）の状況

区分	実延長 (m)	道路部面積 (㎡)	備考
RC 橋	273.20	1,322.80	
鋼橋	785.20	4,318.30	
計	1,058.40	5,641.10	

道路及び橋梁に関する基本的な方針については、維持管理等に要する費用の削減を図るため、道路パトロールを強化し、修繕が必要な箇所の早期発見・補修等を実施し、適切な長寿命化を行うことにより、今後必要となる更新費用の縮減を進める。

（３）水利施設

図表 5-16 水利施設の状況

区分	施設名称	体積（㎡）	備考
水利施設	第 1 分団水利施設	19.00	プール（太郎川 民宿友禅 北）
	第 1 分団水利施設	337.00	プール（中町 栲原高等学校敷地内）

（４）防火水槽

図表 5-17 防火水槽の状況

区分	施設名称	設置数	備考
防火水槽	第 1 分団水利施設	54	防火水槽、農業水槽等
	第 2 分団水利施設	30	防火水槽
	第 3 分団水利施設	39	防火水槽
	第 4 分団水利施設	28	防火水槽
	第 5 分団水利施設	26	防火水槽、農業水槽等

3. 企業会計施設

(1) 簡易水道事業施設

図表 5-18 簡易水道施設一覧

施設一覧			
芹川浄水場	大蔵谷配水池	住吉中継ポンプ場	上西ノ川水源ポンプ場
上西ノ川浄水場	松谷浄水場	下西ノ川浄水場	越知面沈殿池
越知面配水池	後屋中継ポンプ場	松原浄水場	坂本川浄水場

※簡易水道施設に関する施設情報は、今後、簡易水道台帳の適正な整備により把握します。

図表 5-19 簡易水道施設 管種管径別延長一覧

管種	管径	延長 (m)
導水管	300mm 未満	8,338.00
送水管	300mm 未満	8,060.00
配水管	50mm 以下	9,330.00
	75mm 以下	7,580.00
	100mm 以下	10,510.00
	150mm 以下	35,550.00
合計		79,368.00

(2) 下水道事業施設

図表 5-20 下水道施設の状況

名称 (所在地)	構造	延床面積 (㎡)	建築年	所属課	方針
■梶原浄化センター (飯母 3044-3、3044-1、3044-2、3045、3046)					
汚水処理施設	鉄筋コンクリート	973.00	平成 17 年	環境整備課	維持管理

※令和2年度(2020年度)固定資産台帳データより

※方針は個別施設計画等における方針

図表 5-2 1 下水道施設 管種管径別延長一覧

管種		延長 (m)
污水管	塩ビ管	18,986.00

図表 5-2 2 農業集落排水施設の状況

名称 (所在地)	構造	延床面積 (㎡)	建築年	所属課	方針
■越知面農業集落排水処理施設 (田野々927、928)					
汚水処理施設	鉄筋コンクリート	140.00	平成 13 年	環境整備課	維持管理
■四万川農業集落排水処理施設 (六丁 680-2、682-2、683-2、679、681)					
汚水処理施設	鉄筋コンクリート	180.00	平成 19 年	環境整備課	維持管理

※令和2年度（2020年度）固定資産台帳データより
※方針は個別施設計画等における方針

図表 5-2 3 農業集落排水施設 管種管径別延長一覧

管種	管径	延長 (m)
污水管	250 mm以下	8,386.00

下水道施設に関する基本的な方針については、本町の総合戦略にも掲げている『次世代へより良い環境を引き継ぐ社会』において、『文化的な生活の実現とともに、四万十川源流域の清流を保つ責務を果たすため合併処理浄化槽の設置補助や下水道設備等の適切なメンテナンスを実施します。』としており、下水道施設は、住民生活に不可欠なライフラインであるだけでなく、本町住民にとって命の源である四万十川を後世に引き継ぐためにも、予防保全の考え方に基づく施設の維持管理等を行い、長期にわたって安全に利用できるよう心がけるとともに、ライフサイクルコストの削減と費用負担の平準化に努める。

また、下水道事業の健全な経営を継続的に行うこととし、効率的で安定的な下水道事業を実現します。

(3) 病院施設	
現状	● 病院施設については築 20 年を超え、必要に応じて修繕を行っている。今後についても適正な維持管理を行い、長寿命化に努める。
方針	● 医療の安定的な提供が可能となるよう、患者の安全・安心の確保、施設の維持管理や更新に要するコストの縮減等を図るため、適切な点検・診断の実施、維持管理・修繕の必要な時期及び費用の把握に努め、予防保全の考え方を取り入れ、施設の長寿命化を実施する。

図表 5-24 病院施設の状況

名称（所在地）	構造	延床面積 (㎡)	建築年	所属課	方針
■ 梶原町立国民健康保険梶原病院（川西路 2320-1）					
病院施設	鉄筋コンクリート	2,671.48	平成 8 年	梶原病院	維持管理
■ 医師住宅（梶原 1339-1、1330-4）					
医師住宅 A	木造	134.92	平成 7 年	梶原病院	維持管理
医師住宅 B	木造	126.40	平成 7 年	梶原病院	維持管理
■ 医師住宅 C（川西路 2314-1）					
医師住宅 C	木造	79.60	平成 24 年	梶原病院	維持管理
■ 梶原病院医師住宅（川西路 2315-1）					
医師住宅 D	木造	88.39	平成 10 年	梶原病院	維持管理
医師住宅 E	木造	88.39	平成 10 年	梶原病院	維持管理
■ 六丁地区医師住宅（六丁 162-1）					
医師住宅	木造	82.39	平成 10 年	梶原病院	維持管理
■ 梶原町立松原診療所（松原 578-1）					
診療所	鉄筋コンクリート	434.69	昭和 61 年	梶原病院	維持管理
医師住宅	木造	127.37	昭和 61 年	梶原病院	維持管理
車庫	鉄骨造	17.66	昭和 61 年	梶原病院	維持管理

※令和 2 年度（2020 年度）固定資産台帳データより
※方針は個別施設計画等における方針

名称（所在地）	構造	延床面積 (㎡)	建築年	所属課	方針
■ 国民健康保険栲原歯科診療所（川西路 2303-1）					
診療所部門	木造	152.56	昭和 58 年	栲原病院	建替え等
住宅部門	木造	103.31	昭和 58 年	栲原病院	建替え等
車庫	鉄筋コンクリート	18.00	昭和 58 年	栲原病院	建替え等

(4) 風ぐるま事業施設	
現状	本町は、環境モデル都市として、2050 年に目標としている電力自給率 100% を目指して、今後も施設等の適切な維持管理、修繕、更新等を実施する。
方針	風力発電所は、平成 11 年度に建設され、建設後 22 年経過している。専門業者への保守委託により、適切な維持管理を行っている。現在、建替えを検討している。

図表 5-2 5 風ぐるま事業施設の状況

名称（所在地）	構造	延床面積 (㎡)	建築年	所属課	方針
■ 栲原町風力発電所（太田戸 119-1）					
機械室	鉄骨造	77.00	平成 11 年	環境整備課	維持管理

※令和 2 年度（2020 年度）固定資産台帳データより

※方針は個別施設計画等における方針

図表 5-2 6 風ぐるま事業施設（インフラ施設）の状況

区分	機種名称	設置数 (基)	備考
風車	ネグミーコン（デンマーク）N45 0/49	2	風車本体（600Kw）

巻末資料

更新費用推計条件設定

- (1) 総務省配布ソフトによる更新費用の条件設定
- (2) 長寿命化を考慮した更新費用の条件設定

更新費用推計条件設定

(1) 総務省配布ソフトによる更新費用の条件設定

総務省配布ソフトによる更新費用シミュレーションの条件設定は、以下のとおりです。

- 更新費用の推計額
一般財源負担見込み額を把握することが困難であるため、事業費ベースでの計算とする。
- 計算方法
耐用年数経過後に、現在と同じ延床面積等で更新すると仮定して計算する。
延床面積×更新単価
- 更新単価
すでに更新費用の試算に取り組んでいる地方公共団体の調査実績、設定単価を基に用途別に設定された単価を使用する。また、建替えに伴う解体、仮移転費用、設計料等を含むものとする。
- 大規模改修単価
建替えの6割と想定し、この想定単価を設定する。
- 耐用年数
標準的な耐用年数とされる60年を採用する。
日本建築学会「建物の耐久計画に関する考え方」より
- 大規模改修
建築後30年で行うものとする。
- 地域格差
地域差は考慮しないものとする。
- 経過年数が31年以上50年までのもの
今後10年間で均等に大規模改修を行うものとして計算する。
- 経過年数が51年以上のもの
建替え時期（建築から60年）が近いことから、大規模改修は行わずに60年を経た年度に建替えるものとして計算する。
- 耐用年数が超過しているもの
今後10年間で均等に更新するものとして計算する。
- 建替え期間
設計、施工と複数年度に渡り費用が掛かることを考慮し、建替え期間を3年間として計算する。
- 修繕期間
設計、施工と複数年度にわたり費用が掛かることを考慮し、修繕期間を2年間として計算する。

■総務省公共施設等更新費用試算ソフト 更新単価

施設分類	大規模改修 (万円/㎡)	建替え (万円/㎡)
行政系施設	25	40
町民文化系施設	25	40
社会教育系施設	25	40
スポーツ・レクリエーション系施設	20	36
産業系施設	25	40
保健・福祉施設	20	36
学校教育系施設	17	33
子育て支援施設	17	33
公営住宅	17	28
公園	17	33
その他施設	20	36
上下水道施設	20	36
医療施設	25	40

■総務省公共施設等更新費用試算ソフト 更新単価

施設分類	更新年数	更新単価
道路（一般道路の舗装）	15 年	4,700 円/㎡
橋梁（橋梁形式により金額が異なる）	60 年	448～500 千円/㎡
上水道（管径により金額が異なる）	40 年	97～923 千円/m
下水道（管径により金額が異なる）	50 年	61～116 千円/m

（２）長寿命化を考慮した更新費用の条件設定

長寿命化を考慮した更新費用シミュレーションの条件設定は以下のとおりです。

- 更新費用の推計額
一般財源負担見込み額を把握することが困難であるため、事業費ベースでの計算とする。
- 計算方法
耐用年数経過後に削減方針の延床面積等で更新すると仮定して計算する。
延床面積×更新単価
- 更新単価
総務省公共施設等更新費用試算ソフトの建替え単価を使用する。
- 大規模改修単価
建替えの 2.5 割と想定し、この想定単価を設定する。
- 長寿命化改修単価
建替えの 6 割と想定し、この想定単価を設定する。
- 耐用年数
長寿命化を考慮した耐用年数を 80 年とする。
- 大規模改修
建築後 20 年、60 年で行うものとする。
- 長寿命化改修
建築後 40 年で行うものとする。
- 建替え期間
設計、施工と複数年度にわたり費用が掛かることを考慮し、建替え期間を 3 年間として計算する。
- 修繕期間
大規模改修の修繕期間を 1 年間、長寿命化改修の修繕期間を 2 年間として計算する。

■長寿命化を考慮した更新単価

施設分類	大規模改修 (万円/㎡)	長寿命化改修 (万円/㎡)	建替え (万円/㎡)
行政系施設	10	24	40
町民文化系施設	10	24	40
社会教育系施設	10	24	40
スポーツ・レクリエーション系施設	9	21.6	36
産業系施設	10	24	40
保健・福祉施設	9	21.6	36
学校教育系施設	8.25	19.8	33
子育て支援施設	8.25	19.8	33
公営住宅	7	16.8	28
公園	8.25	19.8	33
その他	9	21.6	36
上下水道施設	9	21.6	36
医療施設	10	24	40

※総務省の公共施設等更新費用試算ソフト及び文部科学省の学校施設長寿命化計画を参考

■部位別修繕費単価

部位	単価 (円/㎡)
屋根・屋上	5,700
外壁	12,500
内部仕上げ	33,200
電気設備	45,600
機械設備	33,600

※建築保全センターの「LCC計算プログラム」を参考

■解体単価

施設分類	単価 (円/㎡)
除却解体費	29,000

※総務省の「公共施設等の解体撤去事業に関する調査結果」を参考

梶原町公共施設等総合管理計画

平成 29 年 3 月発行

令和 4 年 3 月改訂

梶原町 総務課

〒785-0695 高知県高岡郡梶原町梶原 1444 番地 1

電話：0889-65-1111（代表）

FAX：0889-40-2010